

電力・ガス取引監視等委員会

第28回料金制度専門会合

1. 日時：令和4年12月7日（水） 17：30～20：29
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、圓尾委員、男澤委員、川合委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第28回料金制度専門会合第1部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

初めに、本会合の構成員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。資料2を御覧ください。本会合のメンバーとして御尽力いただきました村上委員が御退任されまして、今回より一般財団法人日本消費者協会・河野康子様が専門委員に御就任されております。河野委員より一言お願いいたします。

○河野委員 皆様、こんばんは。今回の会合から委員として参加させていただきます日本消費者協会の河野でございます。

これまでもオブザーバーとして電気料金認可の審査状況や事後評価等の場に同席させていただき、消費者視点から発言してまいりました。委員となりましても、そのスタンスは何ら変わるところはございません。専門的御知見をお持ちのほかの委員の皆様とともに、公正で納得のいく審議となるようしっかりと務めたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○池田取引監視課長 ありがとうございます。

また、オブザーバーとして株式会社エネット取締役、東日本本部長・池田様、電力広域

的運営推進機関・大山理事長、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会・原様、消費者庁・檜橋参事官、資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室長・吉瀬様に御参加いただいております。

なお、株式会社エネット・池田オブザーバーと電力広域的運営推進機関・大山理事長におかれましては、本日は議題1及び議題2のみの参加となります。本日、北本委員、東條委員は御欠席、安念委員は途中から御参加予定です。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。それでは、皆様、ちょっと遅い時間からですが、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第にありますように、1つ目が「消費者委員会公共料金等専門調査会意見について」というもの、2つ目が「配電工事（需要・電源対応）における工事単価の分析について」ということであります。時間の関係もございますので、議題1と議題2について、まとめて事務局から御説明いただきたいと思います。

それでは、まず議題1の資料3ですね、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、NW事業監視課長の鍋島から資料3について御説明させていただきます。規制経過料金の関係で今回から料金制度専門会合の議論を傍聴される方もいらっしゃると思いますので、少し丁寧に時間を取って御説明させていただきます。20分程度頂きます。

3ページ目を御覧ください。新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）についてですが、改正電気事業法及び関連政省令に基づきまして来年4月1日から開始されることとなっております。レベニューキャップ制度におきましては、5年ごとに託送供給料金を見直すことになっております。5年間の規制期間中において効率化によって得た利益につきましては、一般送配電事業者が利益として得ることができ、ただし、その次の5年間で、料金引下げにより利益の半分に相当する額を需要家に還元するという制度になっております。

こうすることによりまして、再エネ主力電源化、レジリエンス強化等を図るための必要な投資を確保するとともにコスト効率化を両立させるということを目的としておりまして、欧州の国でも既に導入されているものでございます。

5ページ目を先にちょっと御覧いただければと思います。今年の7月にレベニューキャ

ップ制度に関しまして、送配電各社から収入の見通しの関連書類を提出いただきました。レベニューキャップ制度におきましては、経産大臣が一旦収入の見通しというものを承認した上で、更に収入の見通しの範囲内で託送料金を設定するところですが、この7月に出た書類につきまして、本料金制度専門会合で検証作業を行ってきました。11月28日まで14回の会合を開催し、そこでそれまでの検証内容を一旦中間整理したところであります。

戻っていただきまして4ページですが、検証に当たっては10の送配電事業者を横比較するという統計査定、トップランナー的補正というものも行いましたし、原価の個別査定も行っております。それぞれの費目に応じて査定方法を工夫して採用しております。さらに、一部の費用を除いて全体に効率化係数というものを掛け合わせております。5年間の規制期間中の経営効率化を送配電事業者に求めるということにしております。

6ページ目のほうに行ってくださいまして、これはこれまでの検証の経緯を表にまとめたものです。資料は全て電取委のホームページに掲載しておりますし、インターネット中継やその録画についても御覧いただけます。

7ページ目です。さて、本専門会合におきまして過去2度にわたり御報告し、委員の皆様方に御議論いただきましたけれども、今般、消費者庁から意見が正式に提出されました。これまで消費者庁からは檜橋参事官に毎回御参加いただいておりますし、過去14回の会合におきましては、消費者関係者として村上千里専門委員に御参加いただいております。また、今回から専門委員として参加される河野康子氏もオブザーバーとして御参加いただいていたところです。議論に関する消費者の参加ということでは、河野さんから前回会合の最後で、資料や議論の様子がインターネットで公開され、かつ消費者が意見を言う機会が確保されていたことを評価するといった旨の発言を頂きました。

電取委の事務局におきましても、消費者委員会・公共料金等専門調査会に出席し、本専門会合の査定方法などについて随時説明を行ってきたところです。その上で今般、正式に消費者庁から疑問点とともにこれらの疑問点の解消に向けて必要な対応を早急に行うことを求めるという意見を頂いたところです。ということで、本日は、それぞれの指摘についての料金制度専門会合としての考え方を整理させていただきたいと考えております。

8ページ目以降が、消費者庁意見の指摘とそれに対する考え方になります。

9ページ目ですが、まず消費者庁からの御指摘としては、地域独占で競争が働いていない一般送配電事業者を比較することは妥当ではないのではないか、なぜ3位の値を

ベースにしているのかといった御疑問点を提示いただきました。これにつきましては説明を明確化したいと思いますけれども、10社で比較し、基準となる事業者、例えば3位の事業者を基準にして査定をすると、4位以下の事業者は減額査定ができるということですので、4位以下の事業者に効率性を促すこともできますし、この間に擬似的な競争を働かせることも可能になると考えております。その上で、1から3位の事業者に対しましても、効率化の度合いが十分としているものではありませんで、効率化係数を適用することで更なる効率化を求めることにしております。こうした制度は英国などにおいても採用されているものであります。

統計査定だけの結果ではございませんが、前回会合でも御報告したとおり、全体としては現行料金原価からの上昇幅を10社平均で30%強減額査定をしたということでありまして、これについて経営効率化によって埋め合わせていただくということを求めることになります。

10ページは、英国におけるトップランナー査定の御紹介になります。

11ページは、先ほども御紹介したとおり、統計査定を行う際に個別査定も組み合わせておりますという図でございます。効率化係数も適用することにしております。

12ページからは無電柱化についての査定の例で、これは統計査定を行った上でコストの内訳を分解し、個別査定を行ったというものになります。

こちらが14ページ目まで続きますので、15ページ目を御覧いただければと思います。効率化係数につきましては、次世代投資や制御不能費用といったものを除きまして、OPEX、CAPEX、その他費用に対して乗じております。ただ、その他費用のうち事業者による効率化が難しい費用は対象外としております。

次のページにつきましては効率化係数の水準ですけれども、5年間で2.5%、年率0.5%を求めるということにしております。

次の17ページは、この決定に当たって参考にした過去の需要実績及びそのブレについてのグラフになります。

18ページ目は、これはまたちょっと違う点になりまして、効率化計画につきまして別途検証を行ったという点の御報告です。効率化計画を提出いただくことになっておりまして、その中で調達コストの管理方法などに特化して確認を行いました。

以下19ページから3ページにわたって要約を掲載しておりますが、本専門会合では、10社それぞれから取組内容の説明も直接頂きました。

22ページを御覧ください。消費者庁から頂いた御指摘です。こちらにつきましては、これまでの検証結果を御説明させていただきます。消費者庁から頂いた御指摘は、収入の見通しの提出に当たって、送配電事業者各社がどのように妥当性を判断したのか明らかではない、特に過去5年のコスト実績と比較して料金原価が上昇している点を明確に説明すべきであるという御指摘です。

この指摘に関しまして、まず最初に申し上げることとしましては、本会合は各社から提出された数値を検証する会合でございますので、各社から7月に提出された数値はそれぞれ各社において妥当と判断してきたものだとは思いますが、本会合では検証を行っております。この検証の結果、現行原価に対する増加額については、各社の提出したものに比べて30%強圧縮されるべきというのがこれまでの検証結果です。

その上で、検証後の数字について過去5年間の実績と比較して増加している理由をここに掲げておりますけれども、まず1点目、高経年化更新ガイドライン等の導入に伴って老朽鉄塔の更新工事を今後進めていく必要があること。それから2つ目、同じガイドラインで配電網についても更新の目安を書いておりますけれども、電柱、配電線等の更新工事も増加していると。更に無電柱化事業も増加させていくということにしています。

それから制度対応、業務効率化のためなどのシステム等の投資が増える、燃料費上昇に伴って離島等供給費用が増加する、次世代投資費用が増加する、調整力確保費用が増加するといったことが挙げられますと。その上で、これは10社合計での数字ですが、それぞれどれぐらいの影響があるかということも掲げております。このうち離島等供給の費用の増加、調整電源の費用の増加というのは、各社が意図してそうなったとか、各社の判断でそうなったというよりは、結果的にそうなっているということではあるんですが、鉄塔の更新、配電網の更新、次世代投資等は各社に事業計画を作っていて、その計画に沿って費用を算定するというようにしております。いずれにしても、レジリエンス強化、脱炭素化という目標を立てていただいて、それに近づくためにそうした計画を立て、費用を認めようとしているというということでございます。

次の23ページは、分かりやすくということで増加部分をグラフ化したものです。どこが増加しているかということを見ていただけるようにしておりますけれども、減価償却費でいうと、送変電と配電ということでこういうふうにそれぞれ減価償却費が増えておりますが、これは先ほど申し上げたような老朽設備の更新に伴うところが大きな理由です。

24ページですが、続いての消費者庁からの御指摘は、統計的手法のみではなく各事業

者の各個別費用を経年で確認すべきという御指摘でありました。また、個別項目ごとに査定するだけではなく、効率化努力が図られているかを確認すべきという御指摘であります。

これにつきましては、先ほど御説明したとおり、効率化計画の検証を行いました。その中で、各社において一定程度の効率化が図られていると評価しております。他方で、ここで十分というものではありませんので、各社において一層の経営効率化努力を行っていただくことが重要だと考えておりますし、モニタリングの枠組み等を今後いろいろ検討していく予定であります。

25ページは、本専門会合で各社の効率化計画を検証した際のスライドで、一定の効率化努力が行われているということを評価したものであります。

26ページでございます。26ページは、また消費者庁の別途の御指摘でありまして、消費者庁の御指摘は、査定に当たって工事種別ごとに量と単価に分け、単価について資材費等に分けて評価をした上で競争入札が行われているかといった点について確認すべきと、こういう御指摘を頂いております。

これに関しまして、全ての費用というよりは一部の費用になりますけれども、3つ目のポツであるような、例えば工事費に含まれる資材費等の費用につきまして、その他費用の修繕費のうち金額が大きいという鉄塔塗装費につきまして、3回にわたって本専門会合で議論し、その中で塗料費、塗装費、ケレン費用、養生費用、移動費用等に分解して単価を検証する作業を行っております。また、O P E Xに関して通信関連費用について、各費用項目に分解して評価するということもしましたし、C A P E Xのうちその他投資については、価格と投資量の両面で事務局が個別査定を行い、確認を頂いたところです。

27ページですけれども、次の消費者庁の御指摘は、送配電事業者のサプライヤーが固定化しているのではないかという御指摘で、これにつきましては消費者庁・消費者委員会の御要請もありまして電取委でも調査をいたしました。事務局の調査結果では、送配電部門などでは震災以降、サプライヤーが一定程度変化していることを確認しました。配電部門の工事については、サプライヤーが固定化する傾向が見受けられたというものであります。これにつきまして、配電部門のサプライヤー固定化についての見解を各社に求めたところ、そもそも仕事を発注しようにも引受手がない状況にあるというような説明があつて、就業者の減少により工事力が低下していると。したがって、新規参入企業を開拓したり就業者数の増加に電力会社側も協力したりするといったことの説明があったところです。

続きまして28ページ、ここからは次世代投資関係についての御指摘です。まず次世代投資に関しまして、現に送配電に関わる計画に限定されるべきということですが、査定上もそういう方針にしております。離島供給は、一見、送配電じゃないんじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、法律上、これは送配電事業の業務となっております。

29ページ目ですけれども、基本的に各社から提出されたものは送配電に関する事業であります、1点だけ関西送配電から出されたスマートポールの開発というもののなのですが、これはWi-Fiとかスマホの充電ができるようなポールでありまして、これについては伝統的な電気事業とはちょっと言いがたいのではないかとということで、原価算入を認めないということにした例があります。これは極めて例外的なものです。

30ページですけれども、次に、離島の再エネアイランド化の実施に当たっては事業としての導入が行われるべきということですが、これは離島における再エネ供給は燃料代を下げるとのことだと思いますので、実績もあるので事業として行われるものだというふうに理解しております。

31ページ目ですけれども、スマートメーターに関しまして、事業のルーティンなのか慎重な検討が必要であるというような御指摘を頂いております。査定方針におきましては、次世代投資として効率化係数の適用対象外とするような重要なもの、技術開発を伴うものというのはルーティンではない、次世代化に伴う増分費用だけということにしております。

それから、次世代スマートメーターの先行的投入のためのスケジュールも併せて示すことが適当という御指摘を頂きましたけれども、次世代スマメの導入スケジュールはエネ庁の検討会で議論されてきたものでありまして、各社は現在、詳細資料設計を行っている段階というふうに承知しております。

次のページはスマメの査定方針の資料でして、増分費用だけを認めるということにしております。

33ページ目ですけれども、需給予測の精緻化につきまして意見を頂いておりまして、通常の業務の範囲内なのではないかということをお指摘いただいております。こちらは事務局から消費者委員会に説明した内容でもあるんですけれども、需給予測自体は確かに送配電事業者の通常業務ではあるんですけれども、太陽光や再エネの予測を正確に行うということは現時点ではできておりませんで、結果的に調整電源は火力発電所をバックアップとして待機させているというのが現状であります。これを、技術をもって改善するというのがこの取組ですので、次世代投資に含めているものでございます。

次の34ページですが、次世代投資について費用対効果を明らかにすべきという御指摘ですが、ここの投資につきまして各社に費用対効果の説明を求めまして、費用対効果が明確でないものについては明らかにしていただくということをしております。それを前提に次世代投資案件として認めるということにしております。

それからコスト管理につきまして御指摘いただいておりますけれども、今後の経営効率化のモニタリングの中で参考にさせていただきたいと考えております。

35ページですが、これは次世代投資の検証方針についてのスライドで、費用対便益についてもチェックするというようにしております。

36ページは、次世代投資についての費用の妥当性についての個別検証のスライドです。

37ページですけれども、コスト削減全般について意見を頂いております。この中で、ここまでの疑問点の速やかな解消に向けて電取委が独立性を持って必要な対応を早急に行い、事業計画の値の妥当性及び査定方法の適切さについて消費者の理解・納得を得られるよう分かりやすい形で説明する必要があると、1つ目のポツでされております。

これについては、これまで事務局も査定作業に追われておりまして、前回600ページを超える資料を作りましたが、ああいうものではなくてもっと分かりやすいコンパクトな資料、説明内容を工夫して今後準備していきたいと思っております。

2つ目のポツですが、今後とも継続して消費者からの信頼を得るために、経営上のガバナンスを効かせられるよう電力会社及びその利害関係者、監督官庁から独立した社外のメンバーによる第三者機関が各社のコスト削減の状況を定期的にモニタリングするといった手法を含め、コスト削減の実効性を高めるための方策を検討すべきであると。その上で、場合によっては規制期間中の期中における料金水準の見直しも排除することなく検討すべきであると、こうした御指摘を頂いております。

この御指摘については、今後に向けて更なる対応を速やかに検討したいと考えておりまして、各社の一層の経営効率化努力を促し、継続的にモニタリングするための電取委内の枠組みを今後検討していきたいと考えております。消費者庁からの御意見ですと、監督官庁から独立した第三者委員会と記載されておりますけれども、消費者庁に事務的に確認した際には、電取委は監督官庁に当たらないというのが消費者庁の御見解でした。本会合でもこの点について、消費者庁の御指摘について以前議論したときに、電取委からも電力会社からも独立した第三者機関に何を期待できるのかといった議論もあったところです。電取委内で各社の経営効率化をモニタリングするという自体について、これまでの議論

でも大きな異論はなかったと思いますので、以前の回でも事務局から御提案させていただきましたが、電取委内に枠組みをつくって、そこでモニタリングをするということを今後検討させていただきたいと考えております。

最後に、消費者庁の意見の規制期間中における期中における料金水準の見直しという点でございますが、レベニューキャップ制度におきましては期中変更というものもございますので、期中変更があった場合は、電取委のほうで検証する際に、いろいろと今回の指摘なども踏まえて検討していくということになると思います。他方で、1点留意が必要なのは、レベニューキャップ制度におきましては、経営効率化の取組によって規制期間中に生じた収入の見通しと実績費用の乖離額については50%を翌期調整するということになっておりますので、そことの関係はいろいろあると思いますが、コストを削減するということは重要だと思いますので、そういうことを今回の御指摘を踏まえて今後検討していきたいと考えております。

続きまして38ページ、廃炉円滑化負担金相当金でございますが、区別した形で明示すべきとの御意見を頂いております。経費についてそれぞれきちんと説明することは大事だと思いますので、原価を説明する際にはそうしたものもちゃんと明示することは重要と考えておりますが、※のところで少し書いておりますけれども、廃炉円滑化負担金相当金は原価でありますので、再エネ賦課金のようにkWhごとに幾ら掛かるというものではありません。想定原価はあるんですけれども、じゃあ、想定需要が変わったときにどうするかというと、想定需要が変わったら、その分支払い額が増えるかということそういうものでもありませんで、こういう意味でkWh当たりで課金される再エネ賦課金のようなものとは性格を異にしていると理解しております。

39ページ目ですけれども、固定費の配分についても御指摘を頂いておりますけれども、これは見直した場合に低圧託送料金がかえって増えるという可能性も十分にありますし、データを収集した上で慎重な検討が必要と考えております。第2規制期間に向けて検討してまいりたいと考えております。

発電側課金については、現在、資源エネルギー庁で検討が行われておりますけれども、今後、電取委のほうで検討するということになりましたら、御指摘を参考にしたいと考えております。

41ページの賃金の適正性の確保という点でございますけれども、こちらにつきまして消費者庁からの御意見では、電取委が下請事業者の賃金を調べることも検討すべきという

ような注記もついた上で、賃金のこういう御意見を頂いております。ここにつきまして、電取委は、法律上は電力会社についての調査権限しか持っておりませんが、まずは送配電各社におきまして、以前の会合でこの点についての見解をただしたところ、今後、作業員の給与や処遇が改善されているかどうかについて、継続的なコミュニケーションにより把握に努めてまいりますといった回答を頂きました。

その上で、経産省内いろいろな部署に確認を行い、またいろいろな点を電取委内でも検討しましたがけれども、その中で中小企業庁と議論したときに、中小企業庁は毎年9月と3月を価格交渉促進月間と定め、下請振興法に基づいて全国15万社の中小企業を対象として調査を実施しているということであります。加えて、各業界における適切な価格転嫁実現に向けて、所管省庁の協力の上で自主行動計画あるいは業種別ガイドラインを策定しているということであります。

今、電気事業分野のガイドラインというのはないんですけれども、所管部署である資源エネルギー庁と中小企業庁が連携して、こうした自主行動計画ないしガイドラインを策定するということについては、消費者庁の御指摘に関して更なる取組として考えられますので、電取委としても資源エネルギー庁にそういうのを求めたいといえますか、制度上は意見を提出するということも考えたいと思います。資源エネルギー庁、中小企業庁のほうでも前向きに考えていただいていると理解しております。

次のページ以降は中小企業庁の資料になります。

44ページ目から、消費者の理解・納得ということで御指摘いただいております、これについては、より一層取組を進めてまいります。また、送配電事業者に対しても同様の取組を促したいと考えております。

45ページ目ですけれども、レベニューキャップという制度趣旨について情報発信するようという御指摘を頂いております、これも取組を進めてまいります。

46ページですが、幅広いステークホルダーの参画の機会の確保ということで、今回事業計画の策定に当たりまして、指針上も各社はステークホルダー協議を行うということとされておりました。ただ調べると、10社中に2社、消費者団体とステークホルダー協議をしていないという会社がありました。こうした事業者は、ホームページでも意見募集を行っていたということではありますが、一層の充実に向けまして検討をしていきたいと考えております。

47ページはステークホルダーの範囲ということで、制度を議論したときにはこうして

例示のスライドを出し、その中には消費者団体も含まれていたんですけども、各社に自由に選定してもらうということにしたところ、2社については消費者団体を含めていなかったというものです。

48ページ目は、ステークホルダーとの協議の方法についてのスライドとなります。

ここまでのところが、消費者庁意見に対する本専門会合としての考え方となります。最後に、本専門会合における今後の検討の進め方について、事務局からの御提案ということでスライドを作っております。

51ページ目ですけれども、今後の検討といたしまして、まず消費者庁からの意見に關しまして、各社の一層の経営効率化努力を促し、継続的にモニタリングするための電取委内の枠組みについては、今後、速やかに検討していくこととしてはどうかと考えております。それから消費者への分かりやすい情報発信につきましても、本委員会において速やかに対応方針を検討したいと思います。それ以外の検討事項につきまして、今後検討していきますが、それに加えまして本専門会合の中でもいろいろな第2規制期間に向けた検討事項について指摘を頂いておりますので、事務局としてはそれらも併せて今後検討していきたいと考えております。

少し長くなりましたけれども、この資料については以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

先ほども言いましたけど議題2も、配電工事の単価関係ですね、時間の関係もありますので御説明いただきたいと思います。資料4ですね、よろしくお願いします。

○鍋島NW事業監視課長 資料4につきまして、御説明を続けて行わせていただきます。

2ページ目ですけれども、この資料は消費者庁の消費者委員会の公共料金等専門調査会におきまして、東京電力P Gの配電工事のうち、需要・電源対応というものの計器1台当たりの工費が2017年度～2021年度にかけて、単価が1.6倍になっているという御指摘を頂いたことを踏まえ、東京電力P Gに情報提供を求めた上で事務局のほうで検証を行ったというものです。

3ページ目ですが、まず需要・電源対応の配電工事というのは何なのかということですが、住宅や商業施設、工場等が新たに建てられたときに配電線を引っ張っていきます。あるいは再エネ、太陽光発電などが建設されると、そこに配電線を引っ張っていくと。こうしたものの敷設に係る工事を指します。この工事につきましては架空線、いわゆる電柱みたいなものの線ですね、それと地下ケーブルの地中線に分かれまして、一般的には地中線

のほうが高コストですと。配電工事のうちの工事費については、東京電力P G内での見積り、協力会社への発注などのプラクティスを確認すると、物件数、物件別工量、工量別単価に分けて算定しているということを確認いたしました。計器数というのは電力メーターということなので、お客様の申込み1件ということですが、物件数というものは電柱1本、配電線1本、そういうことで計算すると。物件別工量というのは、電柱1本建てるための工量ということで、これは電柱1本当たりということで決めていて、特にどの場所ということで変わるものではないと。物件別工量については、原則として2017年度～2021年度において変動がないということであります。ただ、地中線などについて休日夜間に工事をしたら、工量割増、物件別工量を増やすというようなことを例外的に行っているということとは確認しております。

ということで、事務局としましては物件数と工量別単価について確認を行いました。まず、4 ページ目は先に工量別単価ですけれども、東京電力P Gからは、架空線、地中線とも2017年度比で2021年度は20～22%工量別単価は上昇させていたという報告がありました。算定式等を確認し、そういうことで見積りをつくっているということは確認しております。この間の公共工事設計労務単価、これは国交省のほうで調査を行っているものでございます。各建設業の方、関連業界の会社の方の賃金台帳からいろいろ調べて、一体幾らのお金が払われているのかということを経営的に作るというものでございますけれども、この公共工事設計労務単価を確認すると、関東圏の電気工事作業員の上昇幅は8.4～9.2%、2017年度比という意味ですけれども、そうになっておりました。この間、全職種全国平均では16%程度上昇ということでありました。東京電力の20～22%と乖離がありますということについて東京電力P Gに質問したところ、2017年の前の2011年、東日本大震災以降6年間、同社におきましては工量別単価をほとんど引き上げてこなかったと。このため市況価格とのギャップに歯止めをかける必要があったので、20～22%、2017年度以降上昇させたというものですという、そういう回答がございました。

事務局で2011年の単価も見ましたら、確かに2011年と比較して、2021年までで関東圏では26.8～36%上がっているというようなことは確認しております。

続きまして物件数、併せて電気メーターの申込数という意味で計器数について検証しております。物件数については、再エネ電源対応、地中線対応、架空配電線工事ということに分けて検証を行っております。これは東京電力P G内の内部カテゴリーであります。これを見ますと、再エネ電源新設対応というものの金額が、2017年の50億円から2021年の

90億円に増加しております。一方で計器数、案件数は減少しているということでありまして、再エネ関係で大きな増減理由ということで言いますと、低圧分散電源、太陽光の申込みは増加して、配電網に逼迫が生じたので、単に送電線につなぐというだけではなくて、高密度の太陽光の地域から変電所までつなぐ高圧線などを新設することになりました。こうした少し離れたところでの工事が増加したので、28億円金額が増加しましたといった御説明がありました。

それから地中ケーブルの工事につきましては、調べてみたら、1,000万円以下の工事については件数も費目も費用もそんなに変わってないんだけど、大口工事というものが大規模工事になっている案件が複数あり、それで7億円上がっているという話がありました。それから夜間休日の工事について、物件当たりの工量数を増加させたので、その影響もあるということでありました。

最後が架空線工事ということで、これは225億円から238億円に13億円増えておりますが、一方で計器数は20%近く下がっておりまして、67万から51万になっております。架空配電線工事は、上の2つのカテゴリーに比べると1件当たりの単価は大幅に小さいものですが、ここについて、計器数がこんなに下がっているのに、なぜかえて金額が増えたのかということを調べました。工量別単価の話は置いておいて、いろいろ調べますと、工事対象について、郊外の戸建て住宅、小規模分譲住宅が増加しておりますということでありまして、これについて次のページで更に詳細に分析をいたしました。

見ますと、計器数、空中線の関係の案件数は2017年の67万件から2021年の51万件に下がっておりますけれども、電柱の数は下がっておりますけれども、案件数の下がり方に比べるとちょっと微妙に増えていますといえますか、1案件、1計器当たりの電柱の数は若干増えております。変圧器がかなり案件数に比べると大幅に増えておりまして、1案件当たりの変圧器というのが42%増加していると。低圧線も若干ですけれども増加しております。こういう分析をしますと、変圧器が大きく増加しているというふうに思われると。実際の額は2万1,000個が2万3,000個になっただけなので、2,000個増えただけですけれども、計器数がこんなに減っているのかかえて増えているのはなぜなのかというところを確認しております。東京電力P Gからの見解は、これらの増加は小さな変圧器が増えているということなので、郊外の戸建て住宅及び小規模住宅に関する工事が増えているということであるという回答を現時点で頂いております。

ということで7ページですけれども、東京電力の配電工事費の検証を行いまして、単価

上昇57%の要因としましては、以下の3点、工量別単価の上昇、計器数の減少、工事数の増加ということが確認されておりました、完全に計算しきれていない部分などもありますけれども、こうした3点で57%の上昇のほとんどの部分は説明できるのではないかと考えております。

17年から21年にかけて協力会社の労務単価、従業員の給料の見積りを22%程度上げたということについては、震災後据え置きだったということも考えるとやむを得ないものと考えられますし、計器数が減った、あるいは1件当たりの工事の量が増えたというのは施工条件の違いによるものと考えられます。

ということでありまして、21年度の需要・電源対応に係る配電工事単価が2017年度比で上昇したことをもって、東京電力P Gの配電部門が著しく非効率になったとは評価しがたい、これだけではいけないのではないかと考えております。

若干持って回った言い方になっておりますが、参考のところ、そもそもなんですけれども、事務局のCAPEX単価統計査定において東京電力P Gが3番とか1番とか2番だったかという、そうでもありませんで、10社中6位でありました。だから、東京電力P Gが実は物すごく効率的で1番とか2番とか3番だったとかいうと査定に影響があるかもしれませんが、もともと6位ですので、減額される側にあったということでありまして。じゃなぜこれを調べているのかという、これは消費者庁から御指摘があったので調べたというものであります。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、これから議題1と2について、皆さんから御意見を伺いたいと思います。やり方は、いつものとおりTeamsの挙手機能でやりますが、その前に、消費者庁の檜橋参事官から何か御発言があれば、御発言いただきたいと思います。いかがでございましょう。

○檜橋参事官 ありがとうございます。消費者庁の檜橋でございます。

今、るる説明を頂きました。我々から出した意見については、全ての項目について丁寧に回答いただきました。皆様からの議論についても伺わせていただいた上で、その対応につきましましては庁内で確認させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様あるいはオブザーバーの方からこの件について御発言いただきたいと思います。いかがでございましょうか、どなたかいらっしゃいますか。今お話ありました

ように、私としても大体のところは丁寧に御説明できているのではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 ありがとうございます。今の御説明内容なんですけれども、回答全体に違和感はありません。その上で、前回の発言に加えてもう少し受け止めをお話ししたいと思います。

まず1点目は、レベニューキャップ制度導入においてコストに着目するのはもちろんですが、電気の送配電事業の目指すべき社会便益としては、サステナビリティ、レジリエンス、グリーンなどへの配慮も必要だというふうに考えています。コスト低減と事業構造の効率化を図りつつ、安定供給や災害対応、カーボンニュートラルなどへの対応は必須であると思っております、国民生活全体に影響する制度の導入の目的として社会便益全体への対応を忘れてはいけないと思います。その上で効率化、コスト低減が来るのではないかと感じています。

2点目は説明責任についてですけれども、資源エネルギー庁さんのホームページのスペシャルコンテンツに、この間の日本のエネルギー戦略の経緯とか今抱えている課題がデータとともに整理されていて、解説もとても分かりやすいと思います。レベニューキャップ制度についても、少し毛色は違うかもしれませんが、ここに追記していただき、説明も加えていただき、かつ送配電事業者さんも、質問というか問い合わせが来れば丁寧に答えるということで対応していただければというふうに思いました。また国民の側も、ここで整理されている情報を取りにいくという姿勢も必要ではないかというふうに考えております。

最後に、送配電10社さんにおかれましては、独占事業であることに安心することなく、そこで働く多くの従業員の皆様も含めて社会的使命を自覚して、常に緊張感を持って第1規制期間に臨んでいただきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。

続いて華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 華表です。ありがとうございます。事務局の皆様、本当に丁寧に回答を作成くださり、ありがとうございました。いずれもとても丁寧に答えてくださっているというふうに思いまして、こちらの資料3にしても資料4にしても、いずれの内容も私は支持

したいと思います。よろしくお願いします。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかの方いらっしゃいますか。――特によろしいでしょうかね。

それでは、事務局から何かコメントございますか。

○鍋島NW事業監視課長 御確認ありがとうございました。消費者庁からの御意見につきまして、本会合でこれまで3回にわたって議論させていただきました。消費者庁からの疑問点に対しまして、料金制度専門会合において丁寧に議論していただいた上で、事務局から消費者委員会、消費者庁にこれまでも説明してきたところであります。今回の資料を含め、料金制度専門会合の側としまして、消費者庁からの疑問と指摘された点につきまして説明し切れているものと理解しておりますけれども、更に消費者庁から追加の疑問点等の指摘を受けた場合につきましては、対応を改めてこの制度専門会合の皆様方に御相談させていただきます。

なお、今後の検討事項とした点につきましては、速やかに検討を進めてまいりたいと考えております。

○山内座長 ありがとうございました。

先ほどの御発言で檜橋参事官、コメント聞いてからというような御趣旨でございましたが、何かございますか。

○檜橋オブザーバー 庁内で確認させていただきます。ありがとうございます。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、本件については、皆様から特段異論はなかったというふうに私は思っております。

したがって、消費者庁に対する本料金制度専門会合の見解として、事務局案のとおり整理をしたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、以上で第1部の議題は終了ということになります。一旦、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第28回料金制度専門会合第2部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

議事に先立って、事務局を代表して新川事務局長より御挨拶させていただきます。

○新川電力・ガス取引監視等委員会事務局長 電力・ガス取引監視等委員会の事務局長

を拝命しております新川と申します。まず、託送料金のレベニューキャップに関わります収入の見通しの検証につきまして、山内座長をはじめとしました本委員会の委員及びオブザーバーの皆様大変お世話になっており、改めて御礼を申し上げます。その上で、特定小売供給約款の変更認可申請に係る審査の開始に当たりまして、電力・ガス取引監視等委員会事務局を代表しまして御挨拶を申し上げます。

今般、新型コロナからの世界的な景気回復やウクライナ情勢などに伴って燃料価格が高騰し、旧一般電気事業者の経営状況が厳しくなったことを受け、東北電力、中国電力、四国電力、沖縄電力、北陸電力の5社から小売規制料金の値上げ申請が行われたものと認識をしております。しかしながら、実際に電気料金をお支払いいただく各御家庭や低圧需要家の皆様の御負担が増加することにも鑑みますと、旧一般電気事業者各社の今後の経営について徹底した効率化を求めざるを得ないと考えております。

今回の審査におきましては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則及び同審査要領に基づきまして、経営効率化を前提とした適正な原価の積み上げがなされているかどうか、利潤の水準は適正かどうか等につきまして、委員及び専門委員の皆様にご指導いただきながら事務局としても皆様とともに厳正に審査を行っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○池田取引監視課長 ありがとうございました。

本日は、議題3の説明者として、東北電力より樋口取締役社長・社長執行役員、北陸電力より松田代表取締役社長・社長執行役員、中国電力より瀧本代表取締役社長執行役員、四国電力より長井取締役社長・社長執行役員、沖縄電力より本永代表取締役社長・社長執行役員に御出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 それでは、議題3に入りたいと思います。「特定小売供給約款の変更認可申請について」でございます。

まず、事務局から資料5について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 今回会場から、小売規制料金の改定指針について審査いただくこととなります。そこで、審査の視点として規制料金の位置づけについて御説明申し上げます。

2 ページを御覧ください。小売電気事業は2016年4月に全面自由化されたものの、低圧需要家向けの小売規制料金等について経過措置を講じることとされ、特定小売供給約款料金として引き続き規制料金が維持されております。そして3. のとおり、規制料金を変更しようするときは経済産業大臣の認可が必要となり、4. のとおり、料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることなどの要件を満たすときには、大臣は認可をしなければならないとされており、逆を返して言えば、申請があった料金が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであるかどうか等を審査することとなります。

3 ページ目に移らせてください。経済産業大臣から監視等委員会に対し本申請の認可について意見の求めがございまして、4 ページでございすけれども、一昨日の委員会において、料金制度専門会合で中立的・客観的かつ専門的な視点で検討いただくこととなったものでございます。

具体的な検討の視点につきましては、先ほど新川事務局長からの御挨拶にあったとおりでございまして、7 ページに移らせていただきます。

まず、7 ページのとおり、料金算定の前提条件となる経営効率化努力、電力事業の想定、電源確保の計画を精査し、次いで人件費、燃料費、購入電力料等の費用項目、控除収益、資金調達コストを精査し、次に費用の配賦、レートメイクを精査する、そういうフローに沿って申請者から申請内容を聴取しまして、査定方針を御検討いただく。そして査定方針を取りまとめ、委員会に報告し、委員会における審議を経て経済産業大臣に対して意見の回答が行われるというのが今後の流れとなります。

4 ページにまたお戻りください。当会合の検討過程では、公聴会や「国民の声」を通じて寄せられた御意見や関係省庁等からの御意見等を踏まえることといたします。

次に5 ページは、以上申し上げましたプロセスの根拠規定の抜粋でございまして、6 ページは審査基準の中心的な部分を抜粋したものでございます。

最後に8 ページの今後の検討体制ですが、変更認可申請に係る各費用項目については、それぞれ詳細なデータの確認等が必要となります。そのため、8 ページの表のとおり、3 名の委員で1 組の審査チームを設置し、各審査チームで担当項目を設定させていただきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明について、皆さんから御質問、御意見等伺いたいと思います。先ほどと同様にTeamsの挙手機能で意思表示していただければと思いますけど、どなたかいらっしゃいますか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員　続けて恐れ入ります。河野です。今回の値上げ申請に関しまして日本生協連では、毎月実施している家計調査会モニターというのがありまして、そこで「家計・くらしの調査」を公表しているんですけれども、去年の11月以降、電気料金の急上昇が見られていまして、今年の3月から4月には前年比135%まで上がり、その後も125%前後で推移しているという報告が公表されています。収入が増えない中で暮らしに不可欠の電気料金の負担増が家計に大きな影響を与えている状況下での値上げ申請であることから、例えば電力会社さんの経営効率化でカバーできる部分は最大限抑えるということや、社会的に見て妥当性を欠くような値上げ部分はカットするなど、ぜひ精緻で納得感のある査定をお願いしたいというふうに思っています。

その上で、今御説明いただきました今後の対応方針では、料金算定、審査のフローに沿って意見聴取を行うということで、現時点において既に公聴会や「国民の声」に関する日程の公表を行っていただくなど、審査の透明性と国民の参画を保証している点については評価したいというふうに思っております。

また、前回値上げ時、東日本大震災以降値上げが相次ぎましたけれども、その後、電力自由化による発送電分離や組織の変更、また新たな取引市場の設置など、原価算定の前提が複雑になっている点については、前回値上げ審査時とどう違うのか、留意する点はどこなのかについて、ぜひ消費者にも分かるように整理して進めていただければというふうに存じます。

以上、私からお願いといいましょうか見解をお伝えしました。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかに御発言御希望の方いらっしゃいますか。——特によろしければ、事務局から御発言についての見解を頂ければと思います。

○池田取引監視課長　河野委員、どうもありがとうございます。事務局といたしましても、今御指摘いただきました消費者への負担、あるいは前回との違いを分かりやすく整理していく、そういうことにも留意しながら今後、委員、専門委員の御指導を頂きながら厳正に審査を行っていきたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

○山内座長 川合委員は御発言御希望ですか。どうぞ。

○川合委員 今回の審査を前回とか過去の審査と比べると、規制料金と自由化された分野と2つがあって、その中でその各種のコスト、燃料費などは恐らくどちらも均等に掛かるのかなという気がしますけれども、それ以外のコストを適正にどうやって分けていくのかというのが多分非常に難しい問題としてあるのかなと感じています。その辺について議論を進められればと思っております。とりわけ規制部門のほうでかかるコストより自由化部門で掛かるコストは、規制部門のほうが割高になりますが、規制部門で得た利益を使って自由化部門での競争に使うということがないように、いわゆる相互内部補助（cross subsidization）がないようにそこら辺をきちんと丁寧に見ていくんだらうと思っております。

他方で、今秋、欧州で話をいろいろ聞いてきたのですが、欧州では、電力料金は家庭向けでも前年比で倍ぐらいとか倍以上になったという声をいろいろ聞きました。日本を上回る金額となっています。他方でヨーロッパの電力・エネルギー企業では、今まではロシアから入れていたものを中東から液化して持ってくるというようなことを始めており、今世界的にLNGの争奪戦が起こっていて、この競争に買い負けるというのもまた困った話だなと思っています。買い負けが起こると、当然燃料不足で発電ができなくなる等ということにもなりかねません。このエネルギーの獲得競争の問題というのは、電力料金だけの問題ではないと思っておりますけれども、料金も一つのポイントになるだろうなというふうに思っておりますので、その辺も含めて考えたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

ほかにいらっしゃいますか。

男澤委員が手を挙げていらっしゃる。どうぞ、男澤委員、御発言ください。

○男澤委員 ありがとうございます。今回の各社様の値上げの申請につきましては、燃料価格の高騰等を受けてということで理解しておりますが、審査に当たりましては、燃料価格のところはもちろんですけれども、それ以外に何か増加している要因があるのかという点についてもしっかりと見てまいりたいと思います。

また、既に各社様におかれましては経営効率化を進めていただいているところでございますけれども、その状況ですとか自由料金のほうの値上げの状況ですとか、そういったものに関しても丁寧に見てまいりたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

そのほかいらっしゃいますか。

松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。発言します。次のラウンドで発言したほうがいいのかもしれませんが、今思っていることを申し上げます。今回の値上げ申請の背景の一つには、燃料費調整制度によって転嫁できるものに上限があること。燃料費が国際的に高騰していて、したがって日本だけ安い価格で買うわけにいかない。つまり電力会社の責任ではない理由で燃料価格が上がり、しかしそれが燃料費調整制度に上限があるから転嫁できない状況になり、結果的にコストに見合う、コストを回収できる料金になっていないことが背景にあるのだと思います。

燃料費が上がったこと自体はいかんともしがたい。料金の転嫁を認めないとなったら、電力会社の経営が持続可能でなくなる。安定供給その他に深刻な影響がある。したがって、ある程度料金は上がらざるを得ないことは率直に、電力会社がもちろん説明するべきですが、私たちも含めて、そういう面があることは、いろいろな形で説明して、消費者の理解を得る努力をすべきだと思います。

しかし、そうはいっても、燃料費調整制度がもし上限がなかったとするならば、それは全日本の輸入価格、平均輸入価格の変動に対応した部分しか転嫁できないのに対して、洗い替えをすることになると、一旦燃料費の価格を自社の調達価格、これからの調達見込みに合わせて改定することになります。そうすると、他の会社に比べて自社の調達が非効率的でコスト高になっているものも、そのまま転嫁されることになりかねない。ここでは、あくまでも能率的な経営をした結果として必然的に掛かるコストのみ原価算入を認めるということなので、各社の調達が非効率的でないのかどうかは厳しく見るということだと思います。しかしそれで査定できる部分は相当に限定的。実際にこれだけ化石燃料の価格が上がっていることからすると、一定程度料金は上がらざるを得ない。

消費者の方にもぜひ頭に入れて見ていただきたいのですが、もし仮に燃料費調整制度に上限が掛かっていなかったとすれば、足元の料金はどれぐらいになっているのか。その料金と比べて、今回申請された料金はどうなっているのかという視点も重要だと思います。そのときに、燃料費調整制度の上限がなかったとしたら発生したであろう料金よりももし下がっているとすれば、それは燃料費が高騰していることで必然的に電気料金は上がらざ

るを得ないのだけれども、効率化でその一部でも取り返して消費者の負担を抑えたと評価することも可能だと思います。逆に、それに比べても更に上がっているとすると、その理由は更に一層厳格に見ていかなければいけないと思います。

したがって、私はその指標も常に頭に入れながら見なければいけないと思っています。

次に、これも実際の審査に入ってしまうえばそのようなことを考慮する余地はないと思いますが、今回の値上げ申請の中に入っている３社は、震災後に値上げをしなかった会社。例えば中国電力や北陸電力も他の電力会社と比べてシェアが小さいと仮にしても、原発が止まってコストが上がった状況ではあった。それでも効率化で今まで値上げをしないで耐えてきた。それで今回の燃料費の大幅な高騰に直面してもはや耐えられなくなったという構造がある。逆に言うと、今までずっと低廉な料金で耐えてきたくれたという評価も可能だと思います。料金審査のルールでそのようなことを考慮して、甘く査定するなどということはあってはいけないし、そのようなことをする余地はないので、当然全社厳格に見ることになるのは間違いないし、私たちも最大限の努力はしますが、しかしそのような事情がある、原発が止まって料金が他の会社と同じように上げなかったのだけれども、効率化で耐えてきた会社も今回申請していることは、頭の隅に少し入れる余地はあるかと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。ちょっと私のほうで急ぎ過ぎのようですので、少し時間を取ります。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 ありがとうございます。私、大分時間がたってから参加させていただきましたので、多分御説明があったのに伺っていなかったために、きつとんちんかなことを言うと思いますが、その点ちょっと御容赦いただいて、お教えを頂きたいと思います。

まず第１点目ですが、今、松村先生から御指摘がありましたように、かつてほとんどの電力会社は垂直統合であった時代、原発の停止等に伴って小売料金の値上げ申請をしたにもかかわらず、中にはそれこそ松村先生おっしゃるように、合理化その他の持続力によって耐え抜いたという会社さんがあったのも事実であって、これもまさに松村先生がおっしゃるように、だから甘くしろということにはならないけれども、しかしそうやって頑張ってこられた会社があったということは、これは我々としても十分念頭に置かなければなら

ないことだという気がいたしまして、その点についておっしゃったことに全く賛成でございます。

その上で伺うことなのですが、今のみなし小売の料金の法制度上の決め方を見ると、電事法それ自体はかつての垂直統合型のときと要件においては変わらないような規定ぶりになっていたと思います。しかし一方で、これは余りにも当然のことですけれども、分社化が進む、あるいは法人格としては別になっているわけではないが、いわばバーチャルに分社化するといったような動きが進んできた。そういう状況の下で、かつては川上から川下まで全てのエレメントの費用を点検した。とりわけ発電の費用については厳しくといひましょうか、詳細に点検をしました。現在は法制上、あるいは審査要領上、どのように発電費について位置づけられているのか。完全に分社化していないのであれば、単なる社内取引にすぎないのだから、発電のコストについても詳細に検討するのだというのが一方の極にあって、一方では、分社化しているあるいはバーチャルでも分社化していれば、それは他社から電力を購入したのと同じことなのであるから、そのコストの構成要素について細かく点検するまでもなく、全然査定を入れないという意味ではないけれども、ある種のギブンなものとして見るというのが他方の極にある。更にその中間にもいろいろな形態、つまり具体的にどれほど発電が相互相対的に独立しているのかによってまた考え方が変わってくる。そういうグラデーションの付け方もあるだろうと思うんですけれども、この点について我々はどういうふうに考えて臨めばよろしいのか。それはそもそも我々が考えるべきことであるのかといったような点について、事務局から何か御教示があればありがたく存じます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。非常に重要な点を御指摘になったというふうに思っております。

どうしましょかね、ほかに御発言ありますか。皆さんの後で、最後に事務局からお願いしたいと思いますが。余り急ぎ過ぎてもいけませんが、よろしいですか。ほかに御発言御希望の方。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 私も、今安念先生がおっしゃられた論点というのは非常に重要で、今回の場合には比較的公的色彩が強くて従来は規制価格という世界で論じられていたものが、一部に関しましてはどちらかというと市場価格を中心にした自由な競争というのを保とうと

ということがある、こういう一つの組織体で規制価格の領域と市場価格の領域があるということは、男澤先生おっしゃられたようなセグメントのくくりみたいな整理ですね、非常に難しいところがあると思うので、この辺に関しては実際に査定に入っていく過程でもそうですし、その前提としても非常によく考え検討していったほうがいいのではないかと思います。こういった業態というのは、多く公的作用をしながらも一部で競争原理を働かせた組織活動しているというところがあると思いますので、非常に厳密なセグメンテーションというのが——ただ、これ非常に難しい会計的なテーマでもあるので、どのように考えるかということはあると思います。原価の内容を発電側で見るということもあります。そこで得られる適正な利潤みたいなものは一切発電サイドで認められないのかというようなことも十分に、そもそもの整理として考えていかなきゃいけないところもあると思いますので、お二人の先生に重複した意見でございますけれども、十分に考えるべきかなと。

最後に、自由化という大きなポリシーの中で検討していくということもあると思いますので、中期的に見て自由化の競争を制限するような形というのがいいのかどうかということも、ちょっと私などは気になるころではございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。なるほど、なかなか難しい問題を皆様御提起されていると思います。でも、非常に重要な点だと思いますね。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 すみません、何度も申し訳ありません。まず、自由化部門と規制部門が両方入って難しいというのは事実だとは思いますが、ちょっと違和感があるのは、小売全面自由化になる前だって自由化部門と規制化部門は分かれていました。大口は自由化されていて、小口というか低圧が自由化されていない状況だったのですが、それで費用の配分ルールはそれなりにちゃんと今までも整理されていたと思います。なぜ急に難しい問題が出るのかはよく分からなかったもので、今後具体的なところでもう少し、何が問題になるのかということをお教えいただければと思います。

また、低圧の部門でも今まででも選択約款と本当に文字通りの規制料金があったと思うのですが、そのコストの割り振りも一定のルールがあったと思いますので、何がすごく深刻な問題になるのかという点に関しては、これから具体的なものが出てきて、判断に迷うというようなものが出てきたときに、一つ一つ丁寧に教えていただければと思います。

それから発電と小売のところで分かれているというのは、違和感がある。もし仮に分社

化していなかったとしても、機能として分かれていて、例えば発電部門が全部市場に出していて、それで小売部門がその市場から買ってくるというようなことになっていて、その調達価格は発電のところまで遡るのか市場価格で見るのかという、そういうような議論はあり得ると思うんですけど、現状ほぼそうになっていなくて、かなりの部分は長期契約で、少なくとも足元はそのままある意味でコストベースで渡されている状況の契約が大半になっているのにもかかわらず、何かまるで全部市場を介して取引されているとの頭の整理でやっているのだとすると、実態とかなり乖離しているのではないかと。仮にそうになっていたとしても、行ってこいなので、今までどおりのやり方をすることはあり得ると思う。少なくとも現状で、2つの極と言われたんですが、2つの極と整理すると、発言した人も含めてこの委員会の一部の人はずぐ中庸を取ろうとする。私はその一方のほうが自然で、それが極だとは思っていない。もし従来通りのやり方をとらないことがあり得るんだとすると、もう少し丁寧に、なぜその自然な整理を極と考えるのかを説明しないで、大きく考え方を変えて査定を簡略化してしまうなどということをしたら、消費者にも受入れられないのではないかと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

今、私の感じているところでは、恐らく今松村委員が言われる最後のところとは真逆で、簡略化するというよりもその点を考慮しながらやるということの難しさというか、それを言われたのかなというふうに思っていますのと、それから松村委員がおっしゃったこと、まさにそのとおりで、少し具体的にやってみないと分からないところかなりあると思います。なので、事務局はどういうふうにお答えになるか分かりませんが、私はそういう感じを持っています。

多分恐らく、さっき安念先生おっしゃったのは、例えば電力会社によっては調達といいますか発電について全て一般に入札制を取るような方針を取られるようなところも出てきているということで、今回、将来に向けての査定ということになりますよね。だから、それを前提としてどこまで入れるのかとか、まさに松村さんおっしゃったとおり、最上かどうか分かりませんが、多くものは長期契約で買っているというところもある。これは先日、制度設計のところでデータとか出している。その辺がどこまで変わっていくのか、変わらないのか。松村さんおっしゃるように同じだというような見方もできないこともないかもわからないし、変わっているのかもわからない。その辺はまた具体的に議論し

なきゃいけないのかなというふうに、ちょっと司会が余り出過ぎてもあれですけども、思ったところではありますが、いかがですかね。

○安念委員 安念ですが、よろしゅうございますか。

○山内座長 どうぞ。

○安念委員 私は、もちろん発・販の関係がある意味では古典的なP P Aといいましょうか、コストベースになっているということ、少なくともそれが量的には多くを占めているということはよく分かっておりますので、私が申し上げたのは、それはかつての垂直統合の場合と基本的には同じなのだから、同じものを同じものとして受け入れるというのは一つの考え方。それを私はだめだとかなんとか言っているのではなくて、考え方の一つの極であろうと思います。一方で、そうはいっても例えば入札なんかも増えてくると。あるいはP P Aといっても、P P Aというのは別に電力会社にだけあるわけじゃなくて、コストベースで取引をするというのは自由な市場の中でもあり得ることですから、それをどのように評価するのかというのは、また一つの極なのではないかということを申し上げただけで、どちらかにしなければならぬとかP P Aであることの事実としての重さを無視してよろしいとか、そういう意味で申し上げたわけでは全然ありません。

○山内座長 今、松村さんがおっしゃったことも安念さんがおっしゃったことも、そんなに大きな内容的に隔たりはないというふうに私は理解しますが……

○安念委員 私もそう思っています。

○山内座長 非常に注意しなきゃいけないということと、具体的に出てきたものをいろいろ見ながら、その辺の関係性を確認しなきゃいけないということなのかなというふうに思います。

ほかによろしいですか。余り急ぐと、また。次に行こうと思うと、必ず誰かが手を挙げるとこのパターン、大丈夫ですか。

それじゃ事務局のほうから、時間の問題もありますので、この辺であれして、今の議論に対して何かコメントがあれば。

○池田取引監視課長 まず、発・販の問題につきまして、安念委員、梶川委員、松村委員等から御指摘のありました点につきましては、今後、整理して事務局から御説明ないし、またこの場で御議論いただきたいというふうに思っております。

あと、川合委員からは規制部門と自由化部門の費用配分が適切に行われているかどうかというところだと思いますが、そこはまさに審査のポイントとなっているところだと思います。

ますので、しっかり見ていきたいと思います。

また、川合委員と松村委員もおっしゃっていたと思いますけれども、LNGを海外から調達する、あるいはそういう点でサステナブルかどうかということについても、あくまでも審査基準に沿った上ではありますけれども、いろいろそういった全体的な状況というもの頭の片隅に置いていきたいというふうに思います。

あと、男澤委員と松村委員の御指摘もそうだと思いますけれども、今回、既に報道とかで出ているとおり、非常に値上げ幅が大きいというふうに言われているところではございますけれども、燃料費由来の部分とそれ以外の部分、それぞれどういった形になるのかというのは今回の審査の過程では必要な情報かと思うところなので、いろいろ考えていきたいと思います。

すみません、一番最初に御発言いただいた河野委員の御指摘についてですけれども、消費者の家計が非常に厳しいという点、そこは非常に重要なポイントでございますので、そこはきちんと厳格に審査していくとともに、世の中にとってきちんといろいろ審議の過程を分かりやすくなるように配慮しながら審議を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、非常に重要な御指摘を頂いたので、我々これから進めるに当たって念頭に置かなきゃならないことたくさんあると思いますが、事務局のほうで整理していただいて、これからの審査の進め方については特に大きな異論はなかったというふうに思いますので、資料5の7ページ、基本的にこれで進めさせていただこうというふうに思います。

ちょっと時間が押しておりますが、引き続き申請された電力会社から御説明を頂くということにしたいと思います。東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力ということになりますが、一応御説明15分ほどでお願いということになっておりますが、できれば短いほうがいい。それから厳格にお願いできればありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、北のほうから、まずは東北電力の樋口取締役社長・社長執行役員より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○東北電力（樋口） 東北電力の樋口でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

このたび、小売規制料金につきまして平均**32.94%**という大幅値上げを申請させていただきました。お客様には大変な御負担になることから、当社としても大変苦渋の決断ではございましたが、今回の申請に当たっては安定供給及び事業継続に必要な原価と考えておりますので、この専門会合におきまして申請した内容をしっかりと説明してまいります。

それでは、お手元の資料、「規制料金値上げ申請の概要について」を御覧ください。右肩4ページからになりますが、弊社を取り巻く環境について述べさせていただきます。弊社、これまで再生エネルギー導入拡大による電力需給構造の変化や電力システム改革による市場化の進展に対しまして、電源構成の最適化や燃料調達の多様化、徹底した効率化により電力の安定供給に努めてまいりました。

5ページに記載のとおり、太陽光発電により晴天日の需要ピークは変化するとともに、再エネ全般の導入拡大に伴い、火力発電設備の稼働率が低下しております。

弊社といたしましては、6ページのとおり、老朽化して非効率となった火力発電設備を廃止するとともに、上越火力発電所1号機のような最新鋭の高効率発電設備の建設・運転により発電効率の向上及び再生可能エネルギー導入拡大による需要変動への対応を図っております。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、燃料価格や卸電力取引価格が高騰していることから、10ページにあるとおり、本年6月以降は燃料調整制度の平均燃料価格が上限価格を超過する水準で推移拡大し、その超過分を弊社が負担する逆ざやの状態が続いております。

11ページに記載のとおり、2021年度には前回の料金改定時に織り込んだ効率化額**1,139**億円を上回る**1,752**億円の効率化に取り組んだものの、12ページのとおり、福島県沖地震による復旧費用や電源調達費用の増加により、今年度の連結決算において2年連続の純損失となる見通しであります。

2021年度までは黒字を維持してきた規制部門につきましても、今年度の最終損益が**550**億円程度の赤字に転落する見通しとなっております。

また、13ページのとおり、弊社の自己資本比率は東日本大震災直後を下回る水準まで低下する見込みとなっております。既に自由化部門のお客様の電気料金については、本年11月以降、値上げや見直しを実施させていただいておりますが、規制部門のお客様の電気料金については、電力小売全面自由化後も需要家保護の観点から旧一般電気事業者が最終的な供給責任を負う経過措置料金として位置づけられていることに鑑み、可能な限り現行の水準を維持するよう努めてまいりました。

しかしながら、このままでは安定的な燃料調達や電力設備の更新・修繕などへの投資を十分に行うことはできず、電力の安定供給に支障を来しかねない非常に厳しい状況にあることから、大変苦渋の決断でありましたが、11月24日に小売規制料金について最大限の経営効率化の実施を前提に値上げを申請いたしました。

続きまして、申請いたしました規制料金値上げの総原価と規制部門の対象原価について御説明いたします。16ページを御覧ください。今回の規制料金の算定に当たりましては、2023年度から2025年度までの3年間を原価算定期間としております。その上で、算定期間における総原価を算定した結果、3か年平均で2兆1,636億円となりました。その内数である規制部門の原価は年間3,494億円となり、このたび平均32.94%の値上げを申請いたしました。

原価算定の概要について御説明いたします。18ページを御覧ください。まず、前提となる販売電力量については、小売全面自由化や省エネなどの影響もあり、前回改定時と比べて100億kWh以上減少すると見込んでおります。また、今回対象となる規制部門の需要については、自由化メニューへの移行や他社の切替えなどが進むものと想定されることから、徐々に減少していくと想定しております。

ページ右側の発受電電力量につきましては、前回改定時から電源構成の変化を反映しております。石油火力やガス火力の発電量は減少する一方、FIT買取制度による再エネからの受電量や市場からの調達量が増加しております。

19ページに参考として記載している原価算定期間における原子力発電所の運転計画について御説明いたします。料金算定規則によると、総原価の算定に当たっては供給計画を基に算定することとされております。向こう10年間の供給量などを取りまとめた供給計画では、弊社原子力発電所全てのプラントについて供給力を未定としております。これによれば、向こう3年間の原価算定期間におきましては、原子力の稼働を織り込まないことが原則となりますが、弊社といたしましては、新規制基準や適合性に関する原子炉設置変更許可並びに工事計画認可を受けている女川2号機について、2024年2月に再稼働するものとして今回の料金原価の算定に運転を織り込むことといたしました。

なお、一定の前提を置いた試算ではありますが、今回申請した料金の燃料費水準で評価しますと、女川2号機の稼働を原価に織り込むことにより、安全対策工事の竣工に伴う減価償却費や修繕費の増加を見込んでも、燃料費等の低減等により年間で1,000億円程度料金原価を低減する効果があり、これにより値上げ幅において5%程度の抑制が図られてお

ります。弊社といたしましては、原子力発電所の再稼働に向けて今後とも安全を最優先に全力で取り組んでまいります。

21ページを御覧ください。先ほど御説明したとおり、原価算定期間平均の総原価は前回改定原価と比較して6,569億円増加し、2兆1,636億円となりました。左の表にあるとおり、燃料費及び購入電源費が大幅に増加したことが主な要因となっております。

なお、控除収益については、ほかの電力会社などへの卸売による収益であり、燃料費、購入電源費、控除収益の3つの前回今回差を合計すると6,671億円となり、およそ総原価の原価額と同程度になります。

22ページを御覧ください。弊社が今回申請に当たり織り込みました経営効率化の概要について記載しております。弊社は前回の料金改定以降も効率化の取組の深掘りや機材調達コストの低減に継続して取り組むとともに、A I や I o T に代表される新技術の活用により一層の効率化を図り、原価低減に努めていきます。

今後の取組として、特に最先端技術を有する上越火力発電所の運転開始により、高い経済性と環境負荷低減の両立を図るとともに、燃料調達方法の多様化などにより燃料費の低減を図るほか、知財、役務の調達改革の取組などを通じて年平均311億円の効率化を今回の原価に織り込んでおります。

23ページ以降、原価の内訳について記載しております。主要な費目を中心にポイントのみ説明いたします。人件費につきましては、24ページ及び25ページになりますが、役員給与及び従業員の給与手当に関して、審査要領に記載されているルールに従い算定しております。

経費対象人員については、業務効率化と採用数の抑制を図り、ネットワーク部門を除く弊社人員において前回改定時から100名以上の低減を図ることとしております。

26ページには燃料費の算定内訳を記載しています。それぞれ今年7月から9月の統計価格と参照して算定しております。弊社の場合、需給構造の変化に対応するため、ガス火力におけるL N Gのスポット調達を増やしており、今回の燃料価格高騰の影響を受けて大幅に増加しております。

27ページ、28ページには他社購入電源費及び他社販売電源料を記載しています。前回改定と比較しますと、科目整理の変更もありますが、燃料価格の高騰を受けて購入費、販売料とも増加しております。特に購入電源費に関しては、小売F I T買取量や市場取引量の増加及び市場価格の上昇に伴い大きく増加しております。

29ページに記載の修繕費については、競争発注拡大による資材調達価格の低減など、効率化を図ってまいりましたが、安定供給実施に必要な工事のほか、女川2号機の再稼働に伴う起動前修繕費の増加があり、前回改定を上回っております。ただし、女川2号機の起動前修繕費を除けば、修繕費は帳簿原価に対する修繕費の比率が審査要領に記載のメルクマールと比較しても下回る水準となっております。

30ページに記載の減価償却費に関しましては、女川2号機の安全対策工事費や送配電分社化のためのシステム改修の影響がありますが、昨年度から償却方法を定率法から定額法に見直したこともあり、原価は低減しております。

事業報酬や公租公課、原子力バックエンド費用については、法令等により算定しております。

35ページにはその他経費を記載しています。そのうち普及開発関係費や研究費、寄付金等については36ページに詳しく記載しています。

続いて、今回の電気料金の設定の考え方について御説明いたします。40ページを御覧ください。お客様の値上げ影響については、契約種別により値上げ率は異なりますが、一般的な御家庭向け従量電灯Bのモデルケースである契約電流30A、使用量260kWhのお客様の場合、現在のお支払い額から2,717円、率にして31.72%の値上げとなる見込みです。今回の値上げ申請に当たりましては、燃料費の高騰が主な要因であるものの、近年の再生可能エネルギーの普及・拡大や販売競争の激化により、火力発電の稼働率が低下するなど、需給構造が大きく変化していることを踏まえ、固定費部分に相当する基本料金についても見直すこととし、基本料金、電力量料金をそれぞれ値上げすることといたしました。基本料金につきましては、従量電灯Bの場合、10A当たり税込み55円の値上げとしています。電力量料金につきましては、使用量に応じて3段階に分かれておりますが、照明や冷蔵庫など毎日の生活に必要不可欠な電気の御使用に相当する第1段階料金の値上げ幅を抑制しております。

45ページ以降にお客様へのお知らせの方法を記載しております。今回の値上げ申請の内容につきましては、弊社ホームページ内に設置する専用ページなどを通じて広くお知らせするとともに、お客様へ戸別にダイレクトメールをお送りし、お客様の御理解につながるよう努めてまいります。

また、お客様からの御質問などをお受けする専用のフリーダイヤルを設置し、丁寧に御説明してまいります。弊社といたしましては、引き続き徹底した経営効率化に取り組み、

お客様に安定的に電力をお届けするとともに少しでもお客様の御負担低減につながるよう、電気の効率的な御利用方法の御提案に取り組んでまいります。

以上が今回の申請の内容になります。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして北陸電力・松田代表取締役社長、社長執行役より御説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○北陸電力（松田） 松田でございます。本日は、御説明の時間を頂き、誠にありがとうございます。当社は、このたび、1980年以来42年ぶりとなる規制料金の値上げ認可申請を行いました。東日本大震災以降、志賀原子力発電所の停止が長期化する中、全社を挙げて徹底した効率化を進め、これまで規制料金の値上げを回避してまいりました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻など厳しい経営環境の中、我々の効率化をはるかに上回るコスト増が続いており、現行の料金水準では当社の最大の使命である電力の安定供給にも影響を及ぼしかねない状況にあります。このため、大変心苦しい限りではございますが、電気料金の値上げをお客様にお願いせざるを得ないという苦渋の決断に至りました。申請の内容につきましては、よろしく御審査をお願いしたいと思います。

それでは、資料に基づきまして申請の概要について御説明させていただきます。まず、右肩3ページを御覧ください。足元の経営環境でございます。御承知のとおり、燃料価格は過去に類を見ない水準まで高騰いたしております。特に原子力が停止している状況下におきまして、当社の主力電源であります石炭価格は顕著な高騰となっております。これに昨今の円安の進行も相まって、燃料費の調達コストは大幅に増加しております。

4ページを御覧ください。燃料費調整額の上限についてでございます。当社の基準燃料価格は、2008年の改定時の低水準な燃料価格を基に設定いたしております。そのため、旧一般電気事業者の中では一番早く、本年2月に調整単価が上限に達し、燃料調達コストの増加分を料金で回収できない状況が続く、更にこの影響が拡大している状況でございます。

次に5ページでございます。22年度の収支見通しでございます。連結経常利益につきましては、昭和のオイルショックや大震災直後の収支悪化をはるかに上回るこれまでとは桁違いの過去最大の1,000億円の損失を見込んでおります。

次に6ページでございます。財務状況でございますが、今年度の大幅赤字によりまして自己資本は大きく毀損し、自己資本比率は連結で前年度末の20%から13%まで大幅に低

下する見込みです。当社単体で見ましても、更に低い水準である11%まで低下する見込みであり、これ以上の悪化は事業運営上危機的な水準と考えております。

次に、7ページからは申請原価の概要について御説明させていただきます。現行原価と比べますと、燃料価格の高騰等によりまして燃料費等の可変費は3,020億円程度増加いたしております。一方、効率化の反映等による固定費の減少が116億円程度でございますが、この結果、申請原価は5,737億円と大幅な増加となっております。

8ページを御覧ください。原価の前提諸元でございます。販売電力量は260.3億kWh、うち規制部門を16.5億kWhと見込んでおります。燃料価格はルールによりまして直近3か月の貿易統計価格7月から9月の平均値になりますが、いずれも大幅に上昇しており、特に当社の主力電源であります石炭につきましては、約5倍の水準となっております。

また、発電電力量の構成ですけれども、原子力の稼働減に伴いまして石炭火力をはじめとする火力発電の比率が、現行原価に比べ大幅に増加しているのが特徴でございます。

9ページの原子力の織り込みについて、もう少し詳しく御説明させていただきます。現在停止しております志賀原子力発電所2号機につきましては、現在、適合性審査を受けております。本来であれば、この適合性審査を受けて地元の了解を得た後に行うこととなりますが、現時点で審査状況を踏まえますと、なかなか具体的に稼働時期を見通せるという状況ではありません。しかしながら原価算定上につきましては、審査が最大限効率的に進むということを前提にいたしまして、再稼働時期を2026年1月といたしております。これにより、再稼働に伴う安全対策工事等の増加はありますが、火力燃料費等の抑制によりまして全体としては原価低減に寄与いたしております。総原価では120億円の低減、規制料金への影響としましては50銭、2%程度の値上げ幅抑制効果となります。

続きまして10ページ、経営効率化について御説明させていただきます。申請原価には震災後これまで取り組んできた効率化366億円に加え、更なる効率化132億円を反映し、総額497億円の経営効率化を織り込んでおります。

なお、今回の効率化額497億円ですが、申請原価5,737億円に対し約8.7%となり、震災後値上げした各社と比較しても高い水準となっていると。そういう意味で値上げ幅を最大限抑制した内容とさせていただいております。

11ページを御覧ください。規制料金原価と改定幅について御説明させていただきます。算定規則等にとり算定いたしました結果、原価と現行収入の差が184億円となります。この収入不足額についてお客様には御負担をおかけすることになり、誠に心苦しい限りで

はございますけれども、平均11.12円／kWh、改定率といたしましては45.84%の値上げをお願いさせていただく次第でございます。

なお、申請料金の総合単価につきましては、35.38銭／kWhとなっております。

改定の率が他社に比べて大きいという御指摘を受けております。これは現行料金が低いことも一因と考えております。例えば燃料の基準燃料価格で見ますと、現行21,900円が今般79,300円と3.62倍となっております。その上昇率は、当社が一番高くなっており、化石燃料価格の高騰影響を最も大きく受けた結果、改定率が高くなったものも一因と考えております。

値上げの内訳といたしまして、①燃料費の上限額の超過分、これが7.15円／kWh分あります。それ以外が②ということで3.97円／kWhになります。なお、大宗を占める①につきましては、燃料費調整額が上限に到達したことにより、現在、当社の負担となっている部分になります。②につきましては、現行料金に比べ、先ほど申しました電源構成ですけれども、志賀原子力の稼働が大幅に減少し、その分を石炭火力を始めとする火力発電等で補うことになるため、その増分コストによるものでございます。

13ページを御覧ください。料金原価を構成する費用ごとの内容につきまして御説明させていただきます。まず、人件費ですけれども、現行原価対比で15億円の増加となっております。詳細は次ページで申し上げますけれども、雑給が増えておりますけれども、これは60歳以上の再雇用者が増えております。そういう形で増えておりますが、社員と雑給に関わる人員を合わせれば、全体での生産性は向上しているといえると思います。

14ページでございます。人件費のメルクマールの算定内容について記載いたしております。給料手当につきましては、コロナ感染症拡大による一時的な要因は除くため、2019年度の統計値で算定いたしましたメルクマールを起点にいたしております。その後2022年度以降は政府の賃上げ要請も踏まえ、算定いたしております。この賃上げの考え方につきましては、正直相当悩んだところでありますけれども、そしてお客様に値上げをさせていただく立場ということを考えて悩みましたが、政府の要請3%に対してその半分、1.5%を織り込ませていただいております。

15ページは従業員の数の推移を記載いたしております。社員及び雑給に関わる人員全体では、2025年には135人削減、1人当たりの販売電力量は18%向上ということで織り込ませていただいております。

16ページでございます。燃料費の項目でございます。石炭が主力でございますけれども

も、中品位炭の受入れ拡大等による低減効果を織り込んでおりますが、価格高騰により2,969億円の増加となっております。なお、燃料の調達価格につきましては、世界的にロシア炭が減少する中、高品位炭の豪州炭に需要が集中し、価格高騰にも拍車がかかっている状況であります。

調達面では、コストダウンを図ることはなかなか限界がありますが、そういった状況の中で当社は大型石炭火力4基において、A I 技術を活用したボイラー制御最適化システムなどを導入し、燃料投入量の最適化を図るなど発電効率を上げ、発電単価の低減に積極的に取り組んでおり、これも織り込んでおります。

引き続き、17ページでございます。他社購入電力料に関してでございます。現行の原価には入っていない卸電力取引所購入あるいはF I T 電気の買取分、容量市場等の新市場の導入によりまして1,625億円増加しております。一方で控除収益でございます他社販売電力料につきましては、同様に卸電力取引所販売、新市場の導入によりまして1,547億円の増加ということでございます。購入、販売合わせますと154億円の販売増となり、原価の低減となっていると思っております。

18ページ、修繕費でございます。特殊要因であります志賀2号機の起動前点検費用を除けば、修繕費としましては1.63%とメルクマール水準となっていると考えております。

19ページ、減価償却費につきましては、既設設備の償却進行等により312億円の減少と見ております。

20ページ飛ばしまして21ページ、事業報酬につきまして御説明させていただきます。事業報酬率は調達金利の低下などから3.3%から2.8%となり、レートベースの増加はありますが、現行対比で36億円の減少をみております。

22ページの事業報酬率につきましては、記載のとおり自己資本報酬率と他人資本報酬率をベースに算定いたしております。

23ページは公租公課ですけれども、事業税あるいは核燃料税の増加によりまして、現行に比べて7億円の増加をみております。

24ページはバックエンド費用についてでございますけれども、これにつきましては原子力発電施設解体費の増加等によりまして11億円の増加。

25ページ、その他経費でございますが、原賠機構の一般負担金の増加、あるいは原子力の新規制基準対応に係る安全審査費用の増加等ございまして、現行原価に比べ204億円の増加という形になっております。

26ページを御覧ください。これは送配電の関連費用でございますけれども、現行託送供給約款等に基づきまして算定しております。

27ページからですが、これは料金の概要についてでございます。御説明させていただきます。今回の改定は主として燃料費をはじめとする可変費の増加ということが要因でございますので、基本料金は維持した上で可変費である電力量料金を改定する内容といたしております。なお、23年の4月1日から託送料金の見直しが計画されておりますが、その見直し相当額につきましては、別途反映させていただく予定といたしております。

28ページを御覧ください。今回の改定におきまして、従量電灯の3段階料金の件でございますけれども、今回の改定におきまして、毎日の生活に不可欠な御使用量に相当する第1段階の料金の値上げ幅を小さくいたしまして、節電、省エネ推進の観点から第3段階料金については値上げ幅を大きくいたしております。これにより、第2段階目に対する1段階料金あるいは3段階料金の格差は拡大をさせていただいております。

29ページの季節別料金制の見直しについて御説明いたします。低圧電力におきまして、これまで季節別料金制を採用しております。夏季の需要の先鋭化が弱まっているということに加え、需給状況などから夏季以外においても需要抑制が必要になる場合が生じております。こうした状況を踏まえ、これまで割高に設定しておりました夏季料金をその他季料金と同一料金とさせていただくことにいたしました。

30ページ目を御覧ください。値上げの影響額をモデルとして示させていただいております。従量電灯Bでは、当社の平均的な御使用をモデルであります30A、230kWhの場合、月額2,696円、42%の値上げとなります。そのうち燃料費調整額の上限超過分は28%に相当いたします。

31ページを御覧ください。御契約の条件変更についてでございます。環境負荷の低減、あるいは支払手段の多様化、今日的な社会的な情勢にありますことから、それと託送供給約款との整合性、これらを図ることを目的に契約条件を以下の下表のとおり変更いたしております。

なお、実施時期につきましては、お客様への周知期間を十分確保するため、一部の内容につきましては1年後の24年4月から実施いたしたいと思っております。

33ページ、料金改定に関するお客様への御説明についてであります。料金改定を申請するに至った背景、我々の経営効率化の取組、申請の内容等に加え、電気を効率よくお使いいただくための節電・省エネ方法等につきましても丁寧な御説明に努めてまいります。

具体的には、12月中旬以降、お客様に料金改定に関する文書を郵送または電子メールでお知らせします。また、北陸3県各地におきましてお客様説明会を開催することに加え、専用ダイヤルの設置により丁寧な説明を心掛けてまいりたいと思っております。

34ページにつきましては、当社ホームページに関する特設サイトを記載いたしております。いずれにしても「電気料金の影響額シミュレーション」、料金低減に資する節電・省エネに関する情報等、真摯に御提供してまいりたいと思います。

以上、大変駆け足ではございましたけれども、弊社の認可申請概要につきまして御説明させていただきました。ありがとうございます。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、中国電力・瀧本代表取締役社長執行役員より御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○中国電力（瀧本） 中国電力の瀧本でございます。本日は、説明の時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。説明に先立ちまして、当社から先般御報告いたしました事案について説明をさせていただきます。

当社は、12月1日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書案及び課徴金納付命令書案に係る意見聴取通知書を受領いたしました。この場を借りて、お客様を始めとした関係者の皆様に多大な御心配をおかけしておりますことを、深くおわび申し上げます。当社は、今後、意見聴取通知書の内容を精査・確認し、公正取引委員会からの証拠等に関する説明を受けた上で、慎重に対応を検討してまいります。また、この件につきましては、このたびの電気料金改定には含まれていないことを申し上げます。

それでは、今回の電気料金改定の申請内容の説明をさせていただきます。電気料金につきましては、2011年の東日本大震災以降、島根原子力発電所が長期稼働停止する中においても、人件費をはじめとした徹底した経営効率化を進めることで値上げの本格改定を行わず、現行の料金水準を維持してまいりました。その間、電力の安定供給などの観点から、島根原子力発電所2号機の稼働に向けた対応に加え、新設電源であります島根原子力発電所3号機への投資をはじめとした大型投資を継続的に進めているところでございます。

そうした中、ウクライナ情勢による燃料価格と電力市場価格の高騰によりまして、収支財務が急激に悪化しております。最大限の経営効率化に取り組んでおりますけれども、このままでは電力の安定供給に支障を来しかねない切迫した状況との認識の下、値上げをお願いせざるを得ないという判断に至りました。値上げの本格改定という意味では、オイル

ショック時の1980年以来43年ぶりということになります。お客様には御負担をおかけすることになり、誠に心苦しく思っている次第であります。

それでは、資料に沿いまして説明をさせていただきます。1 ページを御覧ください。当社の収支・財務状況でございます。燃料価格や電力市場価格の高騰により、2022年度は連結、個別とも過去最大の赤字、個別については3期連続の赤字となる見通しでございます。また、2022年度の自己資本比率についても急激に落ち込むことになり、このままでは電力の安定供給の継続に必要な燃料の調達、電力設備の更新・修繕の実施に支障を来しかねないといった状況に至っております。

2 ページを御覧ください。規制料金の燃料費調整の上限超過でございます。当社では、燃料価格の高騰により今年3月分の料金から燃料費調整の上限を超過しておりまして、12月分料金においては上限を超過する単価が10円／kWh程度までに拡大をしております。2023年1月分料金では更に拡大しておりますが、12月分料金の水準が今後も継続した場合でも、当社の負担は2023年度で450億円程度となる見込みとなっております。

3 ページを御覧ください。値上げ申請の概要でございます。申請原価につきましては、原価算定期間を2023年度から2025年度の3か年とし、資料に記載の省令などにに基づき算定し、最大限の経営効率化による3か年平均で635億円のコスト削減効果も反映をいたしております。しかしながら、燃料価格、電力市場価格の高騰により燃料費や購入電力料が大幅に増加しているため、申請原価の総額は現行原価と比較して2,963億円増加しております。

4 ページを御覧ください。総原価のうち規制部門に配賦されております原価であります。3か年平均で1,365億円となります。一方、現行料金による収入は1,039億円となる見込みであることから、最大限の経営効率化によるコスト削減効果を反映しても3か年平均で326億円の収入不足となっております。

このため、お客様には御負担をお掛けすることになり大変心苦しい限りでございますけれども、2023年4月実施の予定ということで、規制部門の料金につきましては平均で8円61銭の値上げ、率にして31.33%の値上げを申請させていただいた次第でございます。

5 ページでございます。ここは今回の前提諸元になります。販売電力量は現行の原価から161億kWh、25%減少し、3か年平均で468億kWhを想定しております。また、供給力は島根原子力発電所1号機の廃炉等による原子力の減少、FIT制度による買取電力量の計上や、三隅発電所2号機の運転開始に伴う石炭の増加などによりまして、現行原価から

電源の構成が変化をしております。

6 ページは、今回の算定における原子力発電の前提をまとめた資料でございます。島根原子力発電所2号機につきましては、原子炉設置変更許可及び関係自治体様からの御理解を賜り、現在、工事計画認可の審査に対応しているところでございます。こうした状況を踏まえ、あくまで原価算定上の前提ということではございますけれども、2024年1月末の再稼働ということを織り込んだところでございます。

なお、島根3号機、上関につきましては、原価算定期間中の稼働は想定いたしておりません。

7 ページでございます。7 ページは申請原価に反映した経営効率化をお示ししております。今回の申請に当たりましては、これまでも進めてまいりました経営効率化に加えまして更に深掘りをするということで、資料に記載している様々な施策等による最大限のコスト削減効果として、3か年平均635億円を反映しているところでございます。

8 ページ、ここからは申請原価を構成する費用ごとの内容になります。まず、人件費でございます。在籍人員数の削減に加えまして、月例賃金の引下げ、賞与水準の減額継続などによる社員の年収水準の抑制、こういったことで人件費全般の抑制に努めているところでございます。これらの取組に加えまして、役員給与や給料手当において、審査要領に示されているメルクマールをそのまま適用し、現行原価と比較して166億円削減しております。

9 ページは人員計画でございます。業務の効率化や採用数の抑制を図ることで人員数は継続的に減少しておりまして、労働生産性も向上いたしております。

10ページはメルクマールでございます、これは説明を省略させていただきます。

11ページは燃料費でございます。燃料費につきましては、販売電力量がかなり減っておりますけれども、これにより発電電力量は減少いたしておりますが、燃料価格の上昇ということで現行原価と比較して2,558億円の増加ということになっております。燃料価格の上昇等により調達環境が悪化する中でも、受入燃料や契約の多様化の効率化を織り込みまして、全日本C I Fと比較して競争力のある価格で燃料を調達する前提といたしております。

12ページを御覧ください。新たな市場などを除く購入電力料・販売電力料でございます。購入電力料につきましては、燃料価格上昇による購入価格の上昇やF I T買取費用の計上などにより、現行原価と比較して2,806億円増加しております。なお、F I T買取費

用の回避可能費用などに適用する J E P X 価格につきましては、客観性と透明性を重視し、直近 1 か年の実績を採用しております。

また、取引所取引につきましては、これを最大限活用することを前提に、購入電力料と販売電力料の合計で、3 か年平均 110 億円程度の削減効果を反映しております。

13 ページは、新たな市場等に関する購入電力料・販売電力料でございます。こちらにつきましては、法令等に基づきまして過去の取引実績、将来の需給計画等を踏まえまして算定をいたしております。

14 ページ、ここは修繕費になります。修繕費につきましては、電力の安定供給などに必要となる点検・補修等を着実に実施する計画とし、現行原価と比較して 51 億円増加をいたしております。

直近 5 年の修繕費との比較におきましては、電源設備の新陳代謝の過程で、廃止予定の発電所に係る費用を抑制していたことに加えまして、申請原価に原子力の再稼働に不可欠な費用を織り込んでおります。また、再生可能エネルギーの増加に伴う火力の運用変化を踏まえた必要な施策を反映した結果、メルクマールでございます直近 5 か年の修繕費率を上回る水準となっておりますけれども、それらを除く従来施策分につきましては水準内に収まっております。

15 ページは修繕費の推移でございます。直近 5 か年の実績が低水準に留まっているのが御確認いただけると思います。

16 ページは減価償却費でございます。島根の原子力発電所 2 号機の安全対策工事竣工などによりまして、現行原価と比較して 176 億円増加をいたしております。

17 ページは設備投資でございます。電源の低炭素化・脱炭素化の推進と電力の安定供給の確保に必要な工事を計画しておりまして、原子力発電所の稼働に向けた安全対策工事等により、現行原価と比較して 625 億円増加いたしております。島根 2 号機は 2024 年 1 月末の再稼働ということにしておりますけれども、引き続き島根 3 号機の投資を計画しておりますことから、原価算定期間中も高水準の投資が継続してまいります。

18 ページは事業報酬でございます。特定固定資産や建設中の資産等が増加したことによりまして、現行原価と比較して 259 億円増加をいたしております。

19 ページは説明を省略させていただきまして、20 ページ、事業報酬率の算定方法でございます。電気事業は長期にわたり多額の設備投資が必要でございます。自己資本報酬率の諸元につきましては、より長期での算定が望ましいと考えております。そうした考えの

下、小売事業環境の変化があった小売全面自由化以降の値を採録いたしております。

21ページは公租公課でございます。島根原子力発電所2号機の安全対策工事等による固定資産税の増加などによりまして、現行原価と比較して53億円増加をいたしております。

22ページは原子力バックエンド費用でございます。法令や原子力発電所の運転計画に基づいて算定しております。各種制度の見直しなどの影響によりまして、現行原価と比較して12億円の増加となっております。

23ページを御覧ください。その他経費につきましては、効率化施策を反映したものの、原子力の安全対策に関する委託費の増加などによりまして、現行原価と比較して122億円増加しております。また、控除収益は電気事業雑収益の増加などによりまして、現行原価と比較して190億円増加をいたしております。

24ページ御覧ください。普及開発関係費につきましては、販売促進やイメージ広告などの費用は全額原価不算入とし、需要抑制に係る周知など公益的情報提供に限り原価算入をしております。

研究費につきましては、電力中央研究所分担金も含めまして研究件名の優先度を考慮して、個別に精査・厳選して原価算入しております。また、寄付金、交際費、相談役・顧問の報酬・旅費等につきましては、原価不算入といたしております。

団体費につきましては、電気事業の円滑かつ効率的な運営の観点から、海外電力調査会など7団体のみ原価算入をしているところでございます。

25ページは送配電関連費でございます。中国電力ネットワーク株式会社が現時点で定めております託送供給等約款に基づきまして規制部門について算定いたしましたところ、344億円となっております。

26ページについては説明を省略いたしまして、27ページ、これも費用の配賦でございますので、説明は省略をさせていただきます。

28ページを御覧ください。ここは規制部門の料金でございます。主として御家庭で御使用いただいている契約でございますけれども、使用量の増加に伴い、電力量料金単価が上昇する3段階料金制度を採用しておりますが、今回の料金値上げに当たりましては、御負担軽減につながる取組といたしまして、生活に必需な電気の使用量に相当する第1段階、ここの値上げ幅を小さく設定し、省エネルギー推進の観点から第3段階の値上げ幅を大きく設定いたしております。

29ページを御覧ください。これは主な料金メニューのモデル使用量による影響でございます。当社は、燃料費調整が既に上限に達しておりますため、申請料金は現行料金から30%程度の値上げということになってございます。表の一番右枠になりますけれども、仮に上限がないとした場合の料金よりは安価となるような設定にいたしております。

30ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

31ページを御覧ください。ここは料金以外の供給条件の主な見直しを列挙しております。料金の支払い方法の多様化など今日的な視点から供給条件の見直しを行っておりまして、口座振替割引、力率割引・割増、制限中止割引、こういった各制度の廃止を織り込んでおります。

32ページ御覧ください。お客様への説明でございます。当社もホームページあるいは検針時の配布チラシ等を活用し、丁寧に説明をしております。また、専用フリーダイヤルを設置しまして、お問い合わせに丁寧に対応してまいります。

33ページ、34ページは節電や省エネに関するお客様のお役に立つ情報を紹介したものでございます。

35ページ以降、これは燃料費調整に係る制度、これの補足資料となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、駆け足となりましたけれども、改定の概要について説明をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、続いて四国電力・長井取締役社長、社長執行役員より御説明をお願いいたします。

○四国電力（長井） 四国電力の長井でございます。本日は、説明の時間を頂きありがとうございます。世界的な燃料価格の高騰を受け、当社は、本年4月分以降の電気料金が燃料費調整制度の上限を超過し、電気料金に反映されない部分の燃料費が大幅に増加しているところであります。こうした状況が続けば、事業運営に深刻な影響を及ぼし電力の安定供給の継続に支障を来しかねないことから、当社伊方3号機の安全・安定運転に全力を尽くした上で、これまで以上に踏み込んだ経営の合理化・効率化に取り組んでまいりました。

さらに特別高圧・高圧及び一部の低圧自由料金のお客さまについて、順次、燃料費調整制度の上限廃止をお願いするなど、経営の正常化に向けてあらゆる取組を継続してまいります。

ました。しかしながら、国際情勢の混乱は収束の兆しが見えず、事業環境は一段と厳しさを増している状況にあります。

こうした危機的な状況を脱し、今後も電力の安定供給を継続していくためには、特定小売料金の値上げについてお願いせざるを得なくなったと判断した次第であります。現下の、厳しい経済情勢において、お客さまに多大な御負担をお願いすることとなり、大変心苦しい限りではございますが、こうした状況について丁寧に説明し、今回の値上げについて御理解を賜りたいと考えております。

それでは、申請の概要について資料に沿って御説明させていただきます。2ページを御覧ください。ロシアのウクライナ侵攻に伴い、2ページの左のグラフでお示ししており、燃料価格はかつてない高水準で推移しております。これにより、右のグラフのとおり、燃料費調整制度における当社の平均燃料価格は、4月以降、上限価格である3万9,000円を超過する状況が続いております。国際情勢の混乱は長期化の様相を呈しているということで、燃料費調整制度の上限超過は今後とも続くと思っております。

3ページを御覧ください。こうした厳しい状況が続く中、当社伊方3号機の安全・安定運転に全力を尽くした上で、様々な合理化・効率化に取り組むとともに、先ほども申し上げましたように、順次、燃料費調整制度の上限廃止をお願いしてまいりました。ただ特定小売料金につきましては、法令上、上限が定められているため、現在も上限を超過し、その部分について電気料金に反映できない状況が続いております。このため、収支は厳しい状況にあり、下の棒グラフでお示ししているように、2022年度の経常損益は連結では2期連続の赤字となる300億円の損失、単独では3期連続の赤字となる550億円の損失となる見通しであります。

4ページを御覧ください。ここでは参考情報として規制部門・自由化部門の収支実績及び見通しをお示ししておりますけれども、2022年度の規制部門の赤字は前年度を大きく上回る120億円程度となる見通しでございます。

5ページを御覧ください。今回の申請の概要について御説明いたします。原価算定期間は2023年度から2025年度の3年間。総原価を基に算定した特定小売料金の対象となる原価については、燃料価格の高騰に伴う需給関連費の増などにより、年平均769億円となる見込みでございますが、これに対し、現行料金を継続した場合の収入は、年平均600億円に止まる見通しであります。この結果、年平均169億円の収入不足が発生することが見込まれることから、来年4月より特定小売料金について、28.08%の値上げを申請させてい

ただいた次第であります。

6 ページを御覧ください。今回の原価算定に当たっての主な前提諸元について御説明させていただきます。左側の表でお示しているとおり、特に石炭価格が前回改定時に比べて大幅に上昇し、また為替レートも円安が進行しております。右側の表の需給バランスにつきましては、最も経済的な電源の組合せになるように需給計画を作成したものでございますが、前回改定時と比べ発電余力等を積極的に卸販売に活用するなどにより、他社販売は大きく増加しているところであります。

7 ページを御覧ください。前述の前提諸元に基づいた2023年度から2025年度の年平均総原価は、燃料価格の高騰に伴う需給関連費の増などにより、前回原価に比べて1,115億円増加しております。今回、燃料費、購入電力料の大幅な増加が見込まれ、右側の表でお示しているとおり、控除収益である販売電力料を合わせた需給関連の原価トータルでも前回原価に比べて1,282億円増加しているところであります。

8 ページを御覧ください。今回の料金原価に織り込んだ経営効率化の内容について御説明いたします。当社は送配電部門の分社化前である前回改定時では、効率化目標額と査定額を合わせた412億円の効率化額を認可原価に反映いたしました。前回改定以降、徹底した経営合理化・効率化を進めた結果、2021年度には前回認可原価から331億円の効率化深掘りを達成し、そのうち当社単体分では200億円程度の効率化となっております。

今回の原価算定に当たりましては、これまでの効率化の取組を通じて積み上げてきた成果を最大限取り入れるとともに、現在、高効率機へリプレイス中の西条発電所1号機の営業運転開始による年平均140億円の効率化効果を織り込んでおります。さらに、現在取組を始めている追加の効率化努力の成果を先取りして、D Xの推進や資材調達の強化、人件費や設備関連費、諸経費など費用全般を対象に年平均80億円のコスト削減を反映しております。

9 ページを御覧ください。ここからは原価を構成する各費目の内訳について御説明いたします。まず、人件費でございますけれども、組織・業務運営体制の見直し、徹底した効率化、生産性の向上などに取り組むことにより、経費対象人員は前回原価と比べ632人、率にして21%減少しております。その結果、人件費については、前回原価と比べ29億円減少しております。

10 ページを御覧ください。燃料費につきましては、前回原価と比べ1,167億円の増加でございます。

11ページを御覧ください。上段の購入電力料につきましては、他社購入電力料が燃料価格や市場価格の高騰に伴い1,667億円増加するとともに、非化石証書購入費として新たに11億円を計上しております。結果、購入電力料は1,679億円増加しております。一方、販売電力料につきましては、卸電力取引所などでの販売増などにより、前回原価に比べ1,564億円増加しております。

12ページを御覧ください。修繕費につきましては、調達・取引価格の低減や工事内容・実施時期の精査などに努めておりますけれども、労務費市況の上昇などにより、前回原価と比べ7億円増加しております。

13ページを御覧ください。減価償却費につきましては、西条発電所1号機のリプレイスなどにより、前回原価に比べ45億円増加しております。

14ページは事業報酬でございます。料金算定規則により、適正な事業資産価値、いわゆるレートベースに事業報酬率を乗じて算定しております。前回原価と比べ、他人資本報酬率の低下により事業報酬率が0.5%低下した一方、特定固定資産の増などによりレートベースが1,346億円増加したことで、事業報酬は17億円増加しております。

15ページは公租公課であります。法の定めるところにより、設備投資や販売電力量などの前提計画を基に算定いたしました。前回原価に比べ30億円増加しております。

16ページはバックエンド費用であります。省令及び原子力運転計画などにに基づき算定しております。抛出金単価の上昇や省令改正による算定方式の変更などにより、前回原価と比べ、63億円増加しております。

17ページを御覧ください。その他経費、左側の表でございますけれども、原子力における一般負担金・廃炉関係費用、あるいは諸費の増により前回原価に比べ105億円増加しております。一方、右側の表でございますけれども、販売電力料を除いたその他控除収益につきましては、電気事業雑収益や原子力コストの託送回収関連収益の増などにより、前回原価と比べ124億円増加しております。

18ページを御覧ください。主な契約メニューについて、平均的なモデルで値上げ影響をお示ししております。代表例を御紹介します。表の最上段、従量電灯Aの平均的な使用量260kWh/月のお客さまの場合、月額2,205円の値上げとなります。

19ページを御覧ください。値上げ申請に係るお客さまへの説明でございますけれども、値上げ申請の内容、経営効率化の取組などについてホームページでお知らせするほか、対象となるお客さまに個別にダイレクトメールをお届けしてまいります。また、専用ダイヤ

ルを設け、お客さまからのお問い合わせに丁寧にお答えしてまいります。

20ページ、21ページでは、燃料費調整の前提諸元の見直しについて記載しております。詳細な説明は省略させていただきますけれども、料金算定規則に基づき基準燃料価格及び基準単価を見直しております。

以上、この度の特定小売料金の値上げ概要について御説明申し上げました。私からは以上であります。

○山内座長 ありがとうございました。

今、ちょうど皆さんにお約束している会議の終了時間の20時になってしまいました。それで、まだ沖縄電力様の御説明が残っております。大変恐縮ですけれども、少しアディショナルタイムを頂いて、沖縄電力様から御説明いただこうと思いますが、恐らく時間的にその後十分に議論を尽くすことはできないというふうに思っております。ですので、私の御提案ですけれども、沖縄電力様に御説明いただいたら、その上で皆様から質問等あった場合には、書面で事務局のほうに頂くというようなこと。あるいはそれでも不十分だということであれば、また次回の冒頭にでもその辺の議論をさせていただく、こういうことにさせていただこうと思いますけど、よろしゅうございますかね。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、最後になりますが、沖縄電力・本永代表取締役社長・社長執行役員より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○沖縄電力（本永） 沖縄電力の本永でございます。本日は、御説明の時間を頂きまして大変ありがとうございます。

早速ですけれども、資料に沿って御説明をさせていただきます。当社は、今年11月28日に電気料金の値上げ改定を申請させていただきました。値上げによる本格改定は1980年以来、実に43年ぶりとなります。値下げ改定した2008年以降も、当社初となる吉の浦LNG火力発電所の大型電源工事や小売全面自由化による競争激化等の大きく経営環境が変化する中におきましても、不断の経営効率化を行うことで現行料金水準を維持してまいりました。

しかしながらロシアによるウクライナ侵攻に伴いまして、今年の4月以降、燃料価格が燃料費調整制度の上限を大きく上回る状況が継続しておりまして、当社の今年度の収支は485億円という過去最大の赤字を想定しております。まさに経営を大きく揺るがす未曾有の事態となっております。こうした状況を受けまして、当社は本年4月に緊急経営対策委

員会を設置し、あらゆる経営効率化の徹底はもとより、自由化部門の特別高圧、高圧のお客様に対しましても燃調の上限の撤廃をお願いするなど、収支両面であらゆる対策を検討・実施してまいりました。しかしながら、この燃料価格の高騰は長期化の様相を見せておりまして、中間決算においても大幅な下方修正を余儀なくされるなど、もはや今の状況は企業努力だけでは吸収できない水準に達しております。

このままではお客様に取りましても、一番大切であり、また我々にとっても最大の使命であります電力の安定供給、こちらに支障を来たしかねないということで、誠に苦渋の決断ではございますが、経営合理化の徹底を前提に今回の電気料金の値上げをお願いすることといたしました。

4 ページを御覧いただきたいと思います。2020年度から2022年度の見通しの当社の収支の状況をお示ししております。赤い棒グラフのほうが需給関連費用で、2022年度は対前年度で比べますと947億円の増加、1,765億円になる見込みでございます。経常収益に占める割合は実に83%ということになっております。先ほど申し上げましたように、燃料価格の高騰で燃調上限を大幅に超過した状況でございまして、この影響は通期の見通しで461億円の超過となる見込みでございます。そういうことから、先ほども申し上げましたように、今期の個別の業績予想といたしましては485億円の経常損失となる見通しでございます。

この損失規模ですけれども、直近9か年分の経常利益の累計額に相当し、まさに過去に類を見ない規模の損失であります。このように損失規模が大きくなっておりますのは、まず当社は化石燃料の比率が90%以上ということで、その割合が高いということと、化石燃料の中でもこれまで安価で調達できた石炭火力が今回非常に高く上がっているということがございます。そして当社のみ高圧の分野に規制料金が残っておりますので、上限超過の影響をこれも大きく影響を受けたものとなっております。

5 ページを御覧いただきたいと思います。当社の財務状況でございますけれども、現行の料金水準を維持したままでは財務状況が急激に悪化することとなります。グラフのとおり、純資産が大きく毀損することから自己資本比率も大幅に低下し、20%程度まで急激に悪化する見込みであります。このままの状況では、資金調達にも支障を来すおそれがあると。当社最大の使命である安定供給を継続していくためにも、収益面において抜本的な改善が必要であるというふうに認識をしております。

6 ページをお願いいたします。今回の値上げの申請の概要を御説明させていただきます。

原価の算定に当たりましては、最大限の合理化・効率化を行うことで約136億円のコスト低減を反映いたしました。それでもなお燃料費の増加や再エネ買取電力量の増加による他社購入電力料の増加によりまして、総原価は2,170億円の費用の積み上げとなっております。現行の電気料金を維持する場合の収入では、622億円もの不足が生じることとなります。安定供給を維持していくためには、大変心苦しい限りですが値上げをお願いせざるを得ない状況ということでございます。

こうした状況を踏まえ、規制部門について43.8%の値上げを申請させていただきました。なお、沖縄エリアにおきましても、ほかのエリアと比較して遜色のない水準で競争が行われておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、沖縄におきましては高圧部門にも規制が残っておりますので、低圧部門に限れば今回の値上げ率といたしましては平均40.93%ということになります。

7ページを御覧いただきたいと思います。原価算定における前提諸元について御説明をさせていただきます。まず、販売電力量でございますけれども、前回原価と比べると3億3,900万kWh減少しております。これは他事業者へのスイッチングによる影響でございます。さらに諸元ですけれども、為替は円安が進行しておりまして、また燃料価格はそれぞれが上昇しております。特に当社の電源構成で最もウェートの大きい石炭価格が大幅に上昇しており、前回と比べてドルベースでも約4.6倍、円換算に直しますと約5.9倍ということになっております。

したがって、今回の値上げ幅が大きくなっているのは、このことが大きく起因しているというふうに考えております。右のグラフは発電電力量のグラフでございます。今回からLNG火力を原価に算入したことや再エネの増加に伴い、緑色でお示ししている石炭機の発電量が減少しております。前回改定以降、2012年にLNGを導入したことで、今般の石炭価格の高騰の影響を若干抑えられたものというふうに考えております。

8ページをお願いいたします。今回と前回の発電部門の原価の比較について御説明をさせていただきます。原価の算定に際しましては、最大限の経営効率化として約136億円を織り込んでおります。その結果、人件費、修繕費、減価償却費、その他経費については前回の2008年から原価を圧縮しておりますが、燃料費と他社購入電力料の大幅な増加によりまして、今回原価全体では、前回の原価と比較いたしまして約765億円の増加となっております。

9ページをお願いいたします。原価に織り込んだ経営効率化の内訳を御説明させていた

できます。当社、これまでも継続的な経営効率化施策を実行することで費用を抑制し、新規電源開発等で費用が増加する局面におきましても、料金の上昇抑制に努めてまいりました。今回認可申請を行うに当たりまして、これまで以上の施策を織り込んでおります。特に燃料費につきましては、前回改定以降に納入したLNGコンバインドサイクル発電機が従来型の電源と比較して高効率であること、更に石炭価格が高騰を続けている現状下におきましては、燃料費の上昇抑制に大きく貢献しております。前回原価と同様に、電源構成が石油、石炭のみであった場合と比較いたしましても、その効率化額は約92億円となっております。その他の施策と合わせて燃料費全体の効率化は約97億円、その他の費用を含めた合計では136億円の経営効率化となっております。

次ページ以降は各費目の原価算定の考え方を前回と比較しながら記載しておりますので、10ページを御覧いただきたいと思います。まず人件費ですけれども、役員給与と給料手当については、メルクマール水準まで引き下げて、全体で約21億円の減額というふうになっております。なお、給料手当につきましては、メルクマール水準が物価上昇等に対応して年3%程度の上昇を織り込んでおります。

11ページは、参考資料としてメルクマール水準の設定の考え方を示してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

12ページをお願いいたします。燃料費について説明をいたします。今般の燃料価格高騰を受けまして、燃料費全体としましては前回原価を577億円上回る971億円となっております。そのような中でも先ほどお示ししたとおり、97億円の経営効率化を織り込んでおります。特に前回改定以降に導入いたしましたLNGにつきましては、燃料費の抑制に大きく貢献をしております。今回の原価の燃料費は、本年7月から9月の燃料価格を参照しておりますが、算定に際しましては当社の燃料調達の実体を反映しており、全日本通関CIFを下回る水準での織り込みとしております。

次に、13ページをお願いいたします。他社購入電力料と他社販売電力料について御説明をさせていただきます。まず、他社購入電力料についてですけれども、FIT制度の導入等により沖縄エリアでも再生エネルギーの設備量が大幅に増加したことを反映し、再エネの購入電力料が前回原価と比較し大きく増加いたしております。また、他社の石炭火力発電所からの電力購入費用が燃料価格高騰の影響を大きく受けておるということで、前回原価から大きく増加をしております。したがって、前回原価と比較して367億円増の約507億円と算定いたしております。

次に、他社販売電力料は、他の小売電気事業者様への卸供給であり、今回新たに発生した原価でございます。

14ページをお願いいたします。修繕費につきましては、工事件名の積み上げを基本とし、過去の修繕比率を下回る水準で原価に織り込みをいたしました。

15ページをお願いいたします。減価償却費につきましては、**2022年度**の設備計画をベースといたしまして算定しております。償却の進行、そして算定方法を定額法に変更した影響で、前回原価と比較し減少しております。

16ページをお願いいたします。こちらは減価償却費の前提の設備投資計画ですけれども、**2012年度**の吉の浦火力発電所運開以降、近年までは新規の電源開発がなく、今後も当面は大型の電源開発がない状況でございます。

17ページをお願いいたします。事業報酬について説明いたします。算定規則に基づきまして全社合計の事業報酬から送配電の事業報酬を差し引いて算定いたしております。これを算定するための事業報酬率については**2.7%**と算定して、前回と比べて**-0.3ポイント**、レートベースの増加によって前回原価と比較して増加となっております。

18ページをお願いいたします。自己資本報酬率の算定で用いる諸元の採録期間ですけれども、一般送配電事業者の採録期間の定めを参考に、**7か年平均**を採用しております。

19ページをお願いいたします。公租公課につきましては、各税法等に基づき算定をしております。事業税については、課税対象となる収入金額が増額となることから、今回増加となっております。法人税については、発行済株式数の増加に伴いまして配当所要額が増額となることから、今回増加でございます。

20ページをお願いいたします。その他経費についても、多くの費目で減額としております。

21ページをお願いいたします。こちらは参考といたしまして、その他経費のうち普及開発関係費、諸費、研究費の内容について説明しておりますので、後で御覧いただければと思います。

22ページをお願いいたします。こちらからは規制部分の原価及び収入について御説明をさせていただきます。現行料金による収入は**577億円**、燃調の上限超過分が**265億円**となっておりますけれども、その分をそっくりそのまま原価に反映しているわけではございません。規制部門の最大限の効率化を**12億円**織り込んだ場合におきましても、平均約**253億円**の収入不足となることから、大変心苦しい限りですが現行の料金より**43.81%**の値上

げをお願いしたいと考えております。

23ページをお願いいたします。自由化部門の原価及び収入について御説明をいたします。こちらと同様に最大限の効率化を27億円織り込んでいますが、369億円の不足が生じるということで37.91%の値上げをお願いしたいと考えております。

24ページをお願いいたします。規制部門の値上げ内容について説明をいたします。今回の値上げは、燃料費の上昇が主な要因となります。そのため、電力量料金単価に高压でkWh当たり12.89円、低压でkWh当たり13.36円を一律に上乗せをさせていただいております。

25ページを御覧ください。こちらは多くの御家庭で契約いただいている従量電灯の値上げの内容について説明をいたします。各段階に先ほど同様に一律の値上げ単価を上乗せさせていただいております。一律に上乗せさせていただく理由としましては、燃料費が今回主な値上げの要因ということで、こちら全てのお客様の使用に応じて御負担いただきたいというふうに考えております。

26ページをお願いいたします。こちらは低压の主な契約メニューである従量電灯と低压電力の平均的なモデル影響額を示しております。従量電灯で約39%、低压電力で約33%の値上げでございます。

27ページをお願いいたします。こちらは高压の規制部門の契約メニューについても一律に同一の単価を上乗せしております。基本料金については据え置きをしております。

28ページをお願いいたします。こちらは影響額を示しておりますけれども、業務用で約40%前半、産業用で約40%の後半の値上げでございます。

29ページをお願いいたします。今回の認可申請におきましては、供給条件の変更も予定しておりますけれども、現時点で適用事例がない規定の変更などであり、お客様への影響は軽微であるというふうに考えております。

30ページをお願いいたします。自由化部門の値上げ内容について御説明をしたいと思っております。自由化部門のお客様につきましても、規制部門と同様に一律の単価の上乗せをしております。高压・低压は規制部門と同一の単価、特高は12.66円の上乗せを行ってございます。

31ページをお願いいたします。今回の認可申請に合わせまして、自由化部門の供給条件の見直しをさせていただく予定でございます。全ての自由料金メニューにつきましても、燃料費調整の算定に用いる平均燃料価格の上限を来年4月より廃止をいたします。

32ページお願いいたします。新たな託送料金制度が来年4月より導入されるということで、この新制度を踏まえた託送供給等約款が認可された場合には、規制部門及び自由化部門に料金への反映を予定しております。

33ページは、今回の値上げに係るお客様への御説明について記載をさせていただいております。今回の値上げに至った理由や背景、当社の経営効率化の取組など値上げの内容について丁寧に御説明をしていきたいと思っております。新聞広告、ホームページ、御電話や御訪問を通じて丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。

34ページ御覧ください。参考といたしまして、お客様のお役に立つ情報、お客様問い合わせ窓口について記載をしております。

35ページを御覧ください。参考といたしまして、37ページまでは燃料費調整の見直しに関して記載をさせていただいております。

以上、駆け足ではございますが、弊社の電気料金の改定の概要について御説明をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

すみません、今ちょっと画面共有のほうの一部乱れておりまして見られないところがあったかと思いますが、皆さんに資料はお送りしているので、確認していただければと思います。

今、もう既に20時25分になってしまいました。申し訳ございませんが、先ほど御提案させていただいたことにさせていただこうと思います。内容について書面で御質問いただくということと、次回の冒頭でというのは、ちょっと事務局と相談して、あるいは申請者のほうの電力会社のほうと相談して、どういうふうに扱うかということをもた決めさせていただこうというふうに思います。

本当は、これだけということですので皆さんに伺うのもあるかなと思ったんですけど、そうするとちょっと收拾がつかなくなるかもわからないので、今日のところは、この御説明を伺うということで止めさせていただいて、内容についてまた議論というのは別途行うということにさせていただきます。よろしゅうございますかね。申し訳ございません。司会者不手際で申し訳ないですが、そういうことでございます。

そういたしますと、議事は、最後に参考資料についてということがございまして、これ事務局のほうから御説明いただけますか。

○池田取引監視課長 参考資料に関してです。事務局として公聴会の開催及び「国民の

声」の募集について御案内させていただきます。資料については、参考資料ということでございます。公聴会も「国民の声」も、広く一般の意見を聞くためのプロセスでございまして、公聴会につきましては開催順に、沖縄電力からの申請については1月30日に那覇市、四国電力は2月1日、高松市。中国電力は2月9日、広島。北陸電力は2月14日、富山。東北電力は2月16日、仙台、それぞれ開催することとなりました。

また、各会ともYouTubeによる同時中継を行います。意見陳述も、Teamsによるオンライン併用方式としてございまして、意見陳述には公聴会の期日の14日前まで募集をしております。

「国民の声」の募集につきましては、12月5日から開始してございまして、現地指定窓口、e-Gov上のフォーム、郵送、ファックス、電子メールによって受け付けてございます。意見締切日は電力会社ごとによって異なります。

公聴会の開催も「国民の声」の募集も、告知は12月5日付で行ってございまして、経済産業省のウェブサイトのニュースリリースのコーナーなどに掲載してございまして、詳細はそちらに記載させていただいております。

以上、御案内させていただきます。

○山内座長 ありがとうございます。

御案内の御報告ということですが、よろしいですか。何か質問等があればあれですけれども。詳しいことは、また事務局のほうにお問い合わせいただくということにさせていただこうと思います。

大変恐縮でございます、30分もアディショナルタイムを頂いてしまいましたが、議事は以上ということになりますので、この先は事務局のほうで進行していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 各会社からの御説明に対する御質問の提出方法につきましては、各委員の皆様には、事務局のほうから追って御案内させていただきたいと思います。

また、本日、画面投影が一部乱れましたが、資料につきましては専門会合のホームページのほうに掲載してございます。

それから本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

また、次回会合につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第28回料金制度専門会合はこれにて終了とさせていただきます。本日は、

大変遅い時間までありがとうございました。

——了——